

第三十八回 参議院内閣委員会會議録第三十六号

昭和三十六年六月六日(火曜日)

午後二時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君

理事 小幡 治和君

村山 道雄君

伊藤 顯道君

山本伊三郎君

石原幹市郎君

上原 正吉君

大谷藤之助君

木村篤太郎君

堀見 俊二君

下村 定君

中野 文門君

一松 定吉君

鶴岡 哲夫君

横川 正市君

田畑 金光君

高瀬莊太郎君

木暮武太夫君

運輸大臣

政府委員

人事院総裁

人事院事務総

局給与局長

總理府総務長

總理府総務

副局長官

佐藤 朝生君

内閣總理大臣

官房公務員制

度調査室長

總理府恩給局長

大蔵政務次官

大蔵省主計 谷村 裕君

大蔵省主計 船後 正道君

事務局側 常任委員 杉田正三郎君

海保保安庁次長 和田 勇君

本日(火曜日)に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

昭和二十三年六月三十日以前に給付

事由の生じた国家公務員共済組合法

等の規定による年金の額の改定に關

する法律等の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送

付)

一般職の職員の給与に關する法律の

一部を改正する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

国家公務員に對する寒冷地手当、石

炭手当及び薪炭手当の支給に關する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

国家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送

付)

海上保安庁法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(吉江勝保君) これより内閣

委員会を開会いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案、

昭和二十三年六月三十日以前に給付事

由の生じた国家公務員共済組合法等の

規定による年金の額の改定に關する法

律等の一部を改正する法律案、国家公

務員共済組合法等の一部を改正する法

律案、以上三案を一括して議題とし、

質疑を行ないます。

政府側出席の方は、藤枝總務長官、

八巻恩給局長、入江人事院総裁でござ

います。

御質疑のおありの方は、順次御発言

願います。

横川正市君 先般の委員会でお尋ね

をいたしておきました件で、そちらの

方で調査ができておれば、その調査を

実は資料でいただいたと思つたので

ありますが、まだ配付がありませんの

で、おそろく資料ができていないの

ではないかと思つています。私のお聞き

いたしたいのは、給付を生じた各個人の

給年金等の旧令による場合、これは新

法の場合には關係いたしておりませ

んが、旧令による場合に、給付率で

積算した総額が事務費合せて恩給局

へ納付をされて、恩給局はそれを繰括

して事務的に処理をする、こういう方

法が正しいのではないかと、いろいろ

考へていくわけですか。ところが、そ

れに対して先般の答弁によりまして、百

分の二という負担額をとる、そして、

その納付されたものが總額恩給局へ納

付されて、事務費、それから給付金の補

償に充てていく、こういうことであり

ますので、その間に矛盾が生ずるので

はないだろうか。どういふ点かとい

ますと、たとえば非常に退職時に一

学歴もありましたし、勤続年数もあ

ると思つたのでありますけれども、その

退職時に生じております給付率は各省

ごとにこれは違つておられます。ところ

が、納付金の方はそうではないに、大

体一律で納付される、こういうことに

なりますと、納付金の納めた額に見合

うだけの給付率をもらわないという結

果が出てくるわけです。その点を今ま

での恩給關係の會計整理上の欠点とし

て指摘することができるといふこと

でしょうか。ことに、一面ではど

ろか、この格好で、何もかにも一齊にど

んぶりの中へ入れておいて、そして事

由の生じている給付に對して承認を

受けて、そこから負担をしていく、そ

ういふ整理を従来とつてこられたこと

は間違ひではないか、こういう点に

ついてお聞きをいたしてはいるわけ

です。

政府委員(八巻淳之輔君) 恩給財政

というものと、共済組合のような保険

經理財政というものは、立て方が全

然違つておりまして、恩給というものは

納付金というものをとつております

けれども、それは國の一般歳入に入

つてしまふ。そして國として恩給法上

義務的に給付しなければならぬ必要

な経費というものは歳出に計上いたし

まして、また、それに關連して必要

な事務的な経費も歳出に計上して、恩給

支給事務費というふうな形で計上して

いるわけでありまして、従ひまして、納

付金というものは全部一般の國庫収入

に入つてしまひまして、それとかかわ

りなく毎年度の歳出というものは立て

られるわけでありまして、その立て方、

そういうふうなやり方がいゝかどうか

か、こういう問題でありますけれども、

すでに恩給制度というものが昭和

三十四年の十月に共済方式に切りか

わつたわけでありまして、これは収入

と支出というものを合せてやつてい

くというふうな特別會計的なやり方

であります。それに比しまして、それ

以前は、恩給法の上ではその収入と

支出のバランスというものを考へない

でやつてきた、こういうことござい

ます。この方式は元來無拠出というこ

とで、役人は全然拠金をしないで、そ

して退職したならば一定額の給付を受

けるというふうなシステムから出発

いたしまして、その後改正になりまし

て、百分の一の納付金を納めるとか、

百分の二の納付金を納めるとかとい

ふうな改正がありまして、納付金制度

というものが設けられたわけであり

すけれども、あくまでも恩給財政とい

うものは、そのした収入と支出とい

うもののバランスというものを考へるこ

となしに必要な経費というものを歳出

に計上するということにしておりま

す。そこで、恩給の問題ということに

關連いたしまして、各省管理の納付金

というものの全体をプールしたなら

ば、その省でもって毎年給付する支給

額と見合はないやないか。少し多過

ぎるところもありましたし、また、

少な過ぎるところもあらうといふこと

は、当然あり得るわけでありませうけれども、そういうことについては、これは恩給制度の上では考へておらなかつたわけでありませう。横川委員の先日の御質問で、一般会計と特別会計では、恩給費というものを一般会計の歳出に計上しておりますけれども、そのうちの特別会計分というものにつきまして特別会計で負担をする、こういうことになりまして、たとえば一般会計で一応恩給費は百七十億というものを計上しますけれども、そのうちの三〇％なり四〇％というものは、三公社あるいは特別会計職員恩給費であるということになりますと、その分は特別会計——三公社の方から負担金という形で国が受け入れるということになつてゐるわけでありませう。その負担金の数字というものが、どういふふうになつてゐるかということのお尋ねだつたと思ひます。私どもの所管いたしておりますのは、歳出の方の恩給というものを個人々人につきましては確認をいたしまして、そして、それに基づいて支払ふということをお尋ねが受け持つておりました、その歳入の方はもつぱら大蔵省の方で受け持つておるわけでありませう。もちろん、歳入歳出の予算を繰りますればその数字はすぐ出るわけでありませうけれども、便宜大蔵省の方から、その数字についてならばお答えさせていただきます、こう思つております。

○横川正市君 給与課長来ておりますから、今の点一つあわせて御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(船後正道君) 御質問は、恩給制度における国庫納付金、それから恩給給付の歳出予算、この兩者の関

連でございませうが、実は私、所管ではございませうが、建前といたしましては、ただいま恩給局長から申された通りの制度であります。これの過去の累積がどの程度になつておりますか、この点につきましては、ともかく恩給が明治以来の制度でございまして、いつの時点を取点といたしまして集計いたしますか、技術的にも種々問題があるかと思ひます。ちよつと急に出てくる数字じゃないのじゃないか。相当過去の決算書等を洗い直しまして、数年あるいは数十年の長きにわたつて計算しなければならぬと、こういうふうに思つております。

○横川正市君 これは私は、特別会計なんかの場合は、個々に給付率の生じた者のカードによつて調査された金額というものは持つてゐると思ふので、一般会計はわかりませうけれども、その上に立つて、国庫納付金というものの全体の額に対して、相当批判的に言へば、これは言い過ぎかも知れませんが、それは言ひ過ぎかも知れませんが、それだけの義務を負わなければならぬだろ、かという疑問は生じてゐると思ふので、そこで私どもは、雇用されてゐる個々の者の条件といひますか、それに関係する問題であつて、上から大ワクにきめられたから、そのきめられた義務に従ひなさいと言ひなさい筋合いかどうかということになりますと、相当むづかしい議論が必要になつてくる。そこで、制度としては相当古い制度として継承されてきてゐるのだけれども、今これをとらえてとやかく言ふところはないから、そのまゝ将来にわたつてこれをやる、こういうのか。もつとどこかでこれが事実の問題を究明されて、そして実際

上の問題として、どうも理由の立たないことではないかと言はれるような事態が生じないとも限らない。こういう当面した問題として、私は、これはできれば一つ検討してみよう必要があるのではないだろうか、こう思つてゐるわけですが、この点一つお答えいただけます。

○政府委員(八巻淳之輔君) 横川委員御指摘の通り、この特別会計、三公社の関係の負担金というものをどうきめるかといふことは、なかなかむづかしい問題であります。たとえば三十六年度文官恩給費というものが百七十三億でございます。この百七十三億というのは、約二十三万人ぐらゐの恩給受給者に対して百七十三億の金を出してゐるわけですが、その二十三億の中で、一体どのぐらゐの数が三公社、特別会計の五現業の退職した方々であるかといふことはなかなかつかめない。それから、この法律の方では、各特別会計といふものは、勅令の定めるところによつて、一般会計にある程度の自分のところのやめた人間の恩給費といふものは繰り入れなさいと、こういうことになつておりました。この政令はどうかきめてあるかといふと、毎年度予算の定めるところによるといふことで、ですから、各特別会計の財務当局と大蔵省の歳入の方と折衝して、あなたの方の負担はこのぐらゐに今年度はしなさいといふことで、予算できまつてきてゐるわけですが、そうして今年度の百七十億の文官恩給費の中で、特別会計、三公社でどれだけ負担しておるかといひますと、予算では約五十九億負担しておる。約三四％です。三四％ぐらゐ三公社五現業関係だといふので負担さし

ておるわけです。しかし、この五十九億負担させるのがいいのか悪いのか、どういふデータに基づいたのかといふことは、相当論争があると思ふのです。これは予算の定めるところによるといふことで、三公社五現業の財務当局と、大蔵省の歳入関係と折衝しておるところと予算折衝できまつておるのです。これについての最も合理的な基礎をどこに求めるかといふことは、お互ひに相当研究してゐると思ふのです。今後とももつと詰めて、合理的な基礎をはじかなければいかぬだらうといふことで、研究し合つてゐるだらうと思ひます。そういうことについてまだ研究不足の点があれば、大蔵当局としても、今後十分お互ひに財務当局と話し合つていくだらうと思つております。

○横川正市君 これは、この保険制度ないしは相互扶助制度といふものと、かえて、下し賜はる恩給でありますから、そういう性格上からいひますと、全部一緒くたにするにはできないと思ふのです。しかし、それならば、国が一般会計から負担すべきその度合いといふものをやはり高く見るべきではないか。ことに一般会計と特別会計を分離させた場合の特別会計の取り扱ひ方については、単に頭割りで何％といふて割り当てていいかどうかといふことは、これは私は問題があると思ふのです。そういう点で検討をする必要がある。ことに現業官庁のようなどころでは、給付率の生ずる年限まで達してやめる場合、ないし途中で恩給のついた後直ちにやめる場合、そういう都合いか比率といふのが非常に高い場合、それから相当長年月勤続をする、

たとえばこれは検査庁とかあるいは裁判所とか、そういうところの給付率の生ずる率とおよそ違つてゐます。ところが、その違つた個人々人は百分の二という納付金でまかなわれてゐる。それからもう一つは、たとえば国会議員で政務次官になると、政務次官の給与に比率して恩給金額も書きかえられてゐる。今はないわけですが、過去のものは生きてゐるわけですよ。しかも、その生きたものは今支払ふ義務があるわけですから、それを支払つていくといふことになつてゐるわけですよ。そうすると、ますます財源の求める要素と、それから支払いをする要素とが、およそ性格的にも質的にも違つたものが共存してゐるのが恩給法上の歳入歳出である、こういうことになつてしまふわけです。それは今までの法律に従つたものだから、それは仕方がないのだといへばそれまでだけれども、これはこのまま推移していかどうか、ちよつと私は疑問がある。この点ではぜひ一つ御検討していただきたい、かように思ふわけですよ。

それからもう一つは、先般附帯決議をつけたときに、恩給局に事務を移管をすることは、これは一体筋が少し違わなかつたといふ問題が出たわけですね。ことに恩給関係は、常に消えていく将来の事務系統を持つてゐるのだ。しかし、今度は公共の事務を幾らか受け継いでおかないと現行の事務量といふものが維持できないから、結局恩給局全体の人員とか予算とか、そういうものに關係するといふことで、ちよつと私は寄り道をしたことをやつてゐると思ふのですがね。この点については、恩給局としてこのまゝやはり継承して

いくお考えですか。それとも、はつきりと系統立つた事務処理をするようにいたしたいと考えているのか、これはおそろくはあなたの方ではなかなか話したがらないと思うのですけれどもね。

○政府委員(八巻淳之輔君) 今の共済へ移行いたしました。なおかつ恩給局で共済関係の仕事をする程度未練がましくやっておるのではないかと、御指摘なんでしょうが、そういうことは全然ないので、あの法律では、共済組合法を運用していく場合に、その年金の裁定をやる場合に加算とか何とかいうふうな、技術的に非常にむずかしい問題、あるいは恩給法の大正十二年施行以前の経歴のあるような人については、過去の相当複雑な規定を運用しなければならぬというふうな、そういうむずかしいケースだけ共済組合連合会の方から恩給局の方に書類を回して、この加算のつけ方がいのかどうかというのをチェックしてくれ、その程度の仕事を今やっておるわけなんです。従いまして、共済組合連合会が裁定する場合に、何でもかんでも昔の恩給時代の在職年がありさえすれば、恩給局でみな目を通すというふうなことはやっておりません。従いまして、そういうふうなむずかしい在職年なんかがあるケースだけをうちの方でチェックして差し上げておるというだけでありまして、恩給局のあるを維持するために共済組合の仕事はわざわざ引き受けておるということとは絶対にございせん。

○横川正市君 そういう説明であれば、この仕事はやがて恩給局からなくなってしまうわけですね。そういうふう

うに理解していいのです。それで、恩給局長には以上で質問を終わりたいと思いますが、大蔵省の給与課長に、実は共済組合法の施行されました順位からいきますと、三公社、五現、一般というふうには拡大されて、残っておりまうのは地方公務員と、それから通算法によるところの公的年金の通算というところで、大体一つの締めくくりがつくのではないかと、御指摘の通り、通算法が制定されて、非常にむずかしいのは、やはり各固有の共済組合の持っている価値を、これを他に移転した場合にどういうふうに移転させるか、その計算が一番私にはむずかしいのではないかと、出ず方は損をしたくないし、受け入れる方も損をしたくない、そういうことから、個人の共済組合に対する給付率というものに計算上から損失を与えるという結果が招来しないように注意すべきことではないか。そういう観点から考えて、固有の共済の価値というものは、大体類似したものには性格上しておくことが、私は計算上は一番簡単なことにならないだろうか、というふうなことを考えているわけでございますが、その点で三公社と五現の共済組合、あるいは一時金の支給にかかわる退職金制度、こういう制度の中に、個別的には私は法文上だいぶ違ふと思うのです。たとえば三公社は、先般成立当時に退職金の率が低かった、次の国会で退職金の率を五現業、一般職と合わせた、そういう事実があるわけですね。そうすると、本法で、今度は三公社の場合には起算率が三年平均であるというのを、これを最終年限にしたのでありますが、一般職や五現業の場合には三年平均とい

うことになっている。そうすると、固有の共済組合の価値は、実際上は、先般佐藤さんが大蔵大臣のときに、私は違ふのじゃないかと、言ったら、いや違わないというところで、附帯決議をつけるときには、よく調査をして、その固有の共済組合の持っている価値があまり違わないようにいたしなうというところで、そのままだよを迎えておるわけですね。第一点としては、調査の結果一体どうなったのか。それから法文上明らかに不合理だといって改正した事実がございまして、ところが、改正された結果から見ると、逆に五現業、一般職が悪くなったのではないかと、印象もあるわけでありまして、この点を、その内容について一つ御説明いただきたい、かように思うわけでございます。

○政府委員(船後正道君) 国家公務員共済と、公企体職員共済の給付水準等の比較の問題でございますが、御指摘の通り、大体両者は似通った給付水準でございまして、他の公年等に比べますれば、ほぼ同一レベルであると考えて差し支えないのではないかと考えております。個々の給付の内容につきましましては、もちろん若干異なるところがございまして、御指摘の通り、一番大きく現在異なっておりますのは、給付を決定する際の算定の根拠になる俸給月額が、国家公務員の場合には最終三年の俸給月額、公企体共済の場合には最終の俸給月額、こういう点が相当大きな相違でございまして、この点につきましまして、社会保険の理論をいたしまして、種々論議があらうかと存じます。御承知の通り、厚生年金保険等

におきましては、給付額算定の基礎となる標準報酬が、全期間の標準報酬でございまして、社会保険をいたしましていずれの制度がすぐれたおるか、これは立場々々によつて種々の議論があらうかと思ひますけれども、しかし、掛金の額と給付額とのバランスというところを中心にしてものを考えますれば、やはり厚生年金保険のように、全期間の標準報酬というものを基準にして給付額を算定する式の方がより進んでおるのではないかと、かように思ひ次第でございまして、しかし、この点につきましましては、現実問題といたしまして、われわれの制度は恩給を継承いたしておりまして、この恩給が最終俸給を捕捉しておったという経緯もございまして、さらに、また、事務上の手続から申しましても、これはあの制度で直ちに全期間の平均報酬というふうなものに移行するわけにも参りません。従いまして、現在の公務員共済では、最終三年の平均ということになっておりますが、この制度の取り柄は、やはり退職いたします際に、種々名譽的な意味で特別昇給がございまして、そういった難音がございまして、最終三年でございまして、比較的衡平が保ち得る。これを五年にすれば、たとえば私学共済は最終五カ年平均でございまして、五年にすれば、さらに平衡化ができるというふうな取り柄がございまして、しかし、結果としては、御指摘の通り、最終俸給の方が、最終三カ年平均よりは、より高い月額でございまして、給付額そのものが多くなるといふのは否定できません。この点公務員共済と公企体共済との調整は、御承知の通り、退職手当法におきま

て、公企体共済の方、つまり公企体の職員につきましましては、この国家公務員等退職手当法を適用いたします際に、百分の九十七という率をもって最終俸給を割り引くという制度をとっておりまうから、ここあたりで実質的に両者のバランスをはかつておるというところになっておるわけでございます。

○横川正市君 私は、前提条件としては、やがて公的年金は完全な形で通算される。通算法による同率で、たとえば身分の変化があつても、年金の価値については変わらないようにしていくべきである。ことに三公社五現業なんかの場合には、同じような仕事をしてゐる場合があるわけでございます。また、そういうような場合もありますし、また、それぞれの役所の性格上、人事の異動の激しい場合もあるわけですから、これは私は、今説明されただけでは、実はちよつと納得しかねる幾つかの問題があると思つております。ただ、五カ年たつてそれぞれ共済の運営について点検をされるわけでありまして、そういうふうなときに、あわせてこの問題でぜひ努力をお願いしたいと思ひます。

それからもう一点は、今四五対五五という掛金でやっておるわけですが、厚生年金の場合には、これは六〇と四〇ですか、あるいは私学の場合には、これは掛金が違ふわけですね。たしかさういふ掛金の違いによるところから、全額通算とか、それから最終本俸とか、いろいろな方法をとつておつて、同じ値をやっているのじゃないかと思ひるのでありますけれども、これはやはり複雑よりも単純の方がいいのであり

ますから、そういった点も改正すべきではないか。

最後に私は、おそらくこの国会には、地方公務員の共済組合法案が提出をされるという、この点については相当確固たる考え方を持って臨んでおられたと思うのでありますけれども、この点が、今国会では消えてなくなったようでありまして、それを今後大蔵省としては、どう考えて進めていかれるのか、この点をお聞きして、これを最後の質問にしたいと思ひます。

○政府委員(船後正道君) まず第一点の各種共済組合制度の相互通算を前提といたしまして、このレベルの統一の問題であります。私、趣旨をいたしましては横川先生と全く同感でございます。実は今回の公務員共済法の改正の際にも、やはり公企体共済あるいは地方公務員共済の成立を予定いたしました。これらは給与水準の似かよつた共済制度におきましては、人事交流の必要等も考えまして、相互通算する方向に検討いたしましたのでございますが、御承知の通り、地方公務員制度が流れましたので、これも見送りになった次第でございます。この通算をいたします際には、技術上の問題でございますが、給付レベルをいたしましては問題が少なく、むしろ問題は、それぞれの制度におきまして前歴の評価の仕方、こういったところに実は難点がある次第でございます。御承知の通り、公務員共済におきましては、一度一時金をもらひまして退職し、再び就職いたしました場合には、前後の期間を通算いたしました。そして、年金計算をする、かような扱いになっております。

ところが、公企体共済の方では、一度一時金をもらひて退職いたしました。そして、前後の期間を置いて再就職します。前回の期間を通算しない、かような扱いになっております。このようないふふに考えております。

それから二番目の負担割合の問題でございますが、御指摘の通り、現在、公務員共済並びに公企体共済は、四五対五五の負担割合でございますが、厚生年金におきましては、国の負担が百分の十五ないし二十でありまして、残余を労使が折半で負担いたします。国の場合の四五対五五を一応労使折半負担を前提にいたしますと、国及び公企体の五五は、一〇と四五に分かれるわけでありまして、この点に厚生年金保険とアンバランスがあるのではないかと御指摘かと思ひます。この点につきましましては、やはり厚生年金の給付レベルと、公務員共済ないし公企体共済の給付レベルの差というものが実は問題になるのであります。大ざっぱなことではあります。大体共済の方は、厚生年金の給付レベルに比べまして、約三倍程度の給付水準である、かように考えております。そういたしますと、かりに公務員の方の国庫の負担に相当する部分が一〇%でございまして、一人当たりの負担の絶対額ということになりますと、むしろ厚生年金よりも多いというふうなことになるわけ

でございます。しかし、社会保険における国庫負担の割合等につきましては、これはもちろん歴史的な問題でございます。絶対的にこの割合が正しいという性質のものでもございません。私どももいたしましては、各種社会保険制度とのバランスも考えながら、共済所管の課長といたしましては、われわれの制度の負担割合の改善につきましまして、なお努力していきたいと思ひておる次第であります。

それから地方公務員共済組合法でございますが、御指摘の通り、昨年もこら取りやめたようなわけでございまして、大蔵省といたしましては、趣旨をいたしまして地方公務員の年金制度が統一されることには賛成でございます。ただ、御案内の通り、負担割合の点につきましまして、実は折り合いがつかない。自治省におきましては、国が百分の十を負担し、残余を地方公共団体と地方公務員との間で折半負担する、かような案ではございまして、これは前回の山本先生の御質問の際に大臣からも申し上げました通りのような経緯がございまして、大蔵省といたしましては、公経済主体として地方公共団体が百分の五五を持つ、これが国家公務員に對する国、また、公企体職員に對する公企体の関係と同様であるという見解を持つておる次第でございます。

すお伺ひしたいのは、この仮定俸給については、今後改善なさうとするお考えがあるのかどうか、この点です。お伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 恩給の本来の建前は、退職時の俸給と、それから在職年限から割り出されてくるわけでございますが、前の委員会でもお答え申し上げましたように、やはり恩給というものは、恩給受給者の生活をささえる一つのものがございます。従ひまして、生計費の上昇その他経済事情の變更によりましては、やはりこれを改善するという方向に向かわざるを得ないと思ひます。そういう意味で一般公務員のベース・アップがあつたから、直ちにそれにスライドしてというわけには、なかなか技術的にむずかしいと思ひますが、そういう事態が起こるといふことは、結局生計費が上昇しているときでありますから、そういう意味では、十分今後も仮定俸給の變更について考えて参りたいと思ひておる次第でございます。

いかどうか、この点をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) もちろん国家財政の問題もございまして、それと同時に、やはり一般国民のいろいろな所得の状況あるいは生計費の状況、そういうものも考慮を参らなければならぬ。結局この日本経済の中に於いて、ことに各種の所得、一般国民の所得との間において、恩給というものがいかなる水準を保つべきかという問題があらうかと思ひます。従つて、もちろん国家財政も重要でございますが、それと同時に、恩給の額というものが、その社会状態の時点においていかにあるべきかというものを考えていかなければならぬと思ひます。そういう点で生計費とか経済状態、ことに一般の国民の所得の状況、こういうものも十分考慮に入れながら恩給額の改善といふものをはかつていかなければならぬと考へてゐるわけでございます。

○伊藤道雄君 この恩給関係の問題でいろいろあらうと思ひますけれども、その問題の中で、いわゆる加算制度の問題が解決すれば、一応恩給法上の問題は解決したとお考へになるのか、それとも、まだ他にも問題があるのか、そういう点を明らかにしたい。

○政府委員(藤枝泉介君) もちろんいろいろな御要望はたくさんあらうと思ひます。しかし、今度の改正において、少なくとも恩給という制度においての支給人員の範囲というものは、大体解決したと私どもは見ているのであります。従つて、今後問題になりますのは、ただいま御指摘になりましたよう

な、恩給の額そのものはいかなる水準にあるべきかというところが中心課題であるというふうに考えております。

○伊藤道雄君 現在恩給額の総額は、大体概算でいくらですが、どのくらいになるか、軍人恩給費と文官恩給費はそれぞれどの程度か、概算でいくらですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給費は、今年度におきまして、文官恩給費が百七十三億でございます。それから軍人恩給費が千五百五十五億でございます。合わせて千二百二十九億というところに相なっております。

○伊藤道雄君 長官、今の加算制度の問題が解決すれば、要望としてはいろいろあるけれども、一応それが大きな問題だ、そういうお答えがあったわけですが、このことに關連して、さらにまた今回の法案で、医療団の職員期間の算入とか、あるいはまた外国政府の職員期間の算入、こういう問題が一応あげられておられるわけですか。そこで、このこともからめて二、三お伺いしたいと思つて、今申し上げたように、恩給法の適用外にあつた満洲国政府とか医療団、こういうものを、形式にとらわれないで、実質から検討を進められて、一応これを恩給法に適用されたことについては、まあ一応前進が認められると思つて、ところが、満洲国と全く同じ性格を持つておつたもので、また、そう見られるもので除外されているものが考えられる、そういうことになる、またまたそういう問題が残されているのじゃないか、そういうふうに考えるのですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(藤枝泉介君) あるいは御指摘のごとき、たとえば満鉄とか、それから満洲国の特殊法人、こういうようなものがあるいは御想像になつていのかと存じますが、今回の満洲国政府——外国政府との通算の問題等は、これはまあいわれる外国の政府でございます、そういう意味で、しかも、これらに勤務した人があるいは内地に來る、あるいは内地の公務員がこの外国政府に行つたというふうなことで、しかも、まず内地の政府職員で、それが外国政府職員となり、さらに内地へ歸つてきて内地の政府職員になつたという場合の通算は、すでに恩給法上認められておつたわけでございます。そういう關係を考慮いたしまして今回このうした処置をやつたのでございまして、この外国政府の設立した特殊な法人というふうなものにまで及ぼすという問題がございまして、これは恩給制度といつたしましては取り扱ひにくい問題ではないかと考えております。

○伊藤道雄君 そうなると、ますます不審があるのですが、そこで、たとえば今御指摘になつた元満鉄職員、それから満洲国職員、こういうものを比較検討してみますと、職務の性質、勤務状況、あるいは勤務地等、こういう点から見ても全く同一であつたということが言えるわけでありまして、しかも、満鉄は創業四十一年の歴史を持つておつて、特殊使命を持つた会社として、すべて国策に沿つてやつてきたわけですね。従つて、満洲国の職員と満鉄の職員、それを比較して、どうも区別がつけがたく思つて、国策の線に沿つてやつてきたことについては全く同一であつたということが言えるわけですか。

この点はいろいろところで区別されたか、われわれとしては了解に苦しむので、この点をまずお伺いしたいのであります。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給法の過去の例から申しまして、恩給法上の公務員以外のものを通算するというのは、外国政府職員というふうなものにつきましては、これは人事交流といふものがあつた、政府の意思に基づいて人事交流があつたというふうなことを考えまして通算をやつて参つたわけでありまして、今御指摘の満鉄とか、あるいは華北、華中鉄道とか、いろいろな国策会社がございするけれども、そういう株式会社の職員の期間といふものは、公務員との通算になじまないわけでございます。そういうものの一つ満鉄を取り上げますと、これは、全体に波及すると申しますか、ほかのものも紙一重で、だんだんと關連して考えなければならぬというところになりますので、恩給法は、すでに文官恩給におきましては、昭和十四年の十月で一応在職中の者には適用がないわけでございます。恩給法の昔の例と申しますか、恩給法本来の建前といふものを今回におきましてもくずしたくないという考え方であります。もちろん満鉄等の職員の方々といふものは、むしろ政府職員となつた方も相当いらっしゃる、また、あるいは民間の会社にいかれた方も相当いらっしゃる、あるいは公企体、国鉄なんかにかかれた方もあると思つて、それに対しまして、恩給法上の公務員との人事交流といふことはあまりなかつたわけではござい

す。従ひまして、そういうようなことを考えまして、できるだけ内輪と申しますか、厳格に考えまして、外国政府職員期間の通算におきまして、ある一定の限定を置いた、こういうことにしたわけでございます。

○伊藤道雄君 満洲国政府職員とか医療団職員、こういうものを今回入れたというところについては、私も反対しておるわけじゃない、一つの進歩であらう、そういう前提に立つて今お伺いしておるので、それだとすると、この日本医療団職員とか、あるいは満洲国職員、これと満鉄の職員とを比較した場合ですね、そこにどういふ区別があるのかといふことを今お伺いしておるわけですが、そこで、なお、それを実証するために質問を進めてみますと、結局御承知のように、満鉄は三十九年勅令第百四十二号によつて設立されておる、そういう特殊な使命を持つた会社である。政府と特別の關係にあつたといふことは、言うまでもなく、その当時の満洲にある蒙古、こういう方面の、あるいは軍事、あるいは産業、経済、それから地方の行政、こういう一面を一切担当しておつたわけですから、一口にして言つて、軍事、警察権以外、ほとんど満鉄という特殊な会社に移行しておつた、ほとんど付属地の行政権は満鉄がやつておつた、ほとんど政府と交わることもないという性格を持つた会社であつたわけですね。ただ、表面はどこの会社でも会社といふことで設立されたわけでもなく、そうだとすると、満洲国も、実は日本政府じゃない、外国である、形式的に言へば、ところが、医療団も日本国の行政機関じゃない、形式から言へば、にもか

わらず、形式にとらわれず、実質から入れたといふことであるならば、これは満鉄もそういう特殊使命を持つたそういう機関であるから、当然この医療団、あるいは満洲国を入れるとするならば、どうも満鉄だけを除外したといふことは不合理だ、そういう点をお伺いしておるわけですが。

○政府委員(藤枝泉介君) 確かに実質的な点では満鉄といふものは特殊な使命を帯び、しかも、あの地方における相当の権限を持つておつたわけでございますが、まあそういう時代におきまして、戦前の恩給制度においても、満鉄職員と日本の政府職員との間の交流があつた場合にも、それは通算の対象にしていなかったわけではございません。ところが、満洲国政府その他外国政府につきましては、先ほど申し上げましたように、その間にまず日本の公務員が満洲国の役人になり、また日本の政府へ歸つてきたといふような場合には、すでに戦前においても通算の制度があつたわけでございます。ただ、日本政府の職員が満洲国の政府の職員になつて、そのまま終戦を迎えたといふような場合は、その点は終戦の特殊な事情において非常にお気の毒ではないか、もしあつたことがなければ、また日本の政府の職員に歸つてきたであらうと思はれるような人たちが、終戦のあつた特殊な事情において歸れなかつたといふようなものが多いのですから、それで今回いろいろことをやりましたのと、それから日本医療団については、御承知のように、これが解散された場合に、医療団営々でも申しますか、そういう観念ですべて政府の病院に引き継がれ

たという特殊な事情がございまして、それを考えたわけでございまして。従いまして、満鉄に勤められていた方々というものは、先ほど申しましたように、戦前からそういう通算の制度もなかったし、また、そういう特殊な法人についてそういうことを考えるとすれば、他にもいろいろあるというふうな点から処置をしなければならぬわけで、ただ、満鉄に勤めた人々について何か考えるということになると、これはむしろ恩給制度として考えるより、他の方法を何か考慮するということがあり得るかということではないかと思っておるわけでございまして。

○伊藤道雄君 先ほど申し上げましたように、満鉄の場合は、軍事、警察以外ほとんど満鉄がやっておったんです。特に地方行政については、各都市に地方事務所というのがあって、これはほとんど一体となつて、ただ、軍事、警察だけは手を出して、いなかっただけであつて、ほとんど政府の代行機関と見られたわけですね。ただし、昭和十二年に付属地の行政権を満州国に委譲したその以後は地方行政をやらなかつたじゃないか、そういう御指摘もありましたけれども、それ以後といえども、いわゆる広範な鉄道の経営、そして一切を国家的な代行機関として、万般をあげて満鉄がやつてきたわけですね。そういうことで、医療機関とか、あるいは満州国が入つて、ほとんど実質的には変わりがなく、会社だから、一言で言えば満州国も外国じゃないか、医療団体も、これは国の行政機関じゃないかといえれば、そういう点でも明確になる。しか

も、医療団体あるいは満州国にも恩給がつくのだという意見なんです。そういう視野から見ても、どうも納得しきれないと思つて、この点をもう少し了解できるように御説明いたしたい。どこに一体一線を引かなければならぬ理由があるのか。

○政府委員(藤枝泉介君) 御指摘のように、昭和十二年の満州国政府設立以前におきまして、たとえば行政権等も相当満鉄が持っていたのでございまして。そういう行政権までも持っていたような満鉄について、当時の恩給法というものが、満鉄職員と日本政府職員との間の通算というものを考えていなかつたわけなんです。そういう点から申しますと、やはりその状態を、ことに昭和三十四年に恩給という制度が共済制度に切りかわつた今日において、新たなそういう実質的な問題については、なるほどお話を十分了解できるのですが、そういう過去の恩給法上の取り扱い等を考えましても、この際、今後満鉄に勤めた期限を通算するということは、なかなかむずかしいのではないかと、いふに考えているわけでありまして。もともと、満鉄に勤めた人について何らかの処置をすべしというのなら、これは恩給とは別個の問題として研究するべき場合のものではないかといふふうに考えているわけでありまして。

○伊藤道雄君 繰り返し申し上げるように、満鉄が満蒙における日本政府の代行機関であつたといふことの、一つの証左になる資料があるわけでありまして。これは初代総裁の後藤新平さんの「南滿州鉄道株式会社の性質」、これに明確に出てくるわけですね、そ

の要点だけを拾つてみますと、こゝういふ内容があるわけですね。政府は、名を会社にかゝりて、その実質は政府の機関たるしめんことを期せるもので、事実上、政府は満鉄をして政府にかゝりて南滿州の経営に当たらしめんとする目的を有するものとする。これを要するに、満鉄は國家にかゝりてその主権の一部を行なうの任務あるものとする。まあこゝういふ一節があるわけですね。これは初代総裁の後藤新平さんの図書はまだ厳然として残つてゐるわけですね。それは表面はあくまでも政府の機関として、その政策はよくあつたか悪かつたかというのを私は今申し上げるのではなくして、ただ、恩給と結びつけて、そういう限られた視野からだけ今申し上げてゐるのですが、そういうことで初代総裁の後藤新平さんが、こゝういふふうに、外國との關係上、どうもこれは表面に日本の政府として打ち出したらまずいといふことで、特に勅令をもつて一会社といふことで、願慮を払われてゐるわけですね。だから、会社であつても、特に勅令をもつて設立されておる特殊な会社であるといふことは重々確認されるべきだと思つてゐるわけですね。その満鉄の職員が、医療団体あるいは満州国に入つておるのに、これだけ除かれたといふことについては、先ほど申し上げておるような節々から、どうも納得がいきかねると思つてゐるわけですね。そこで、さらにお伺いいたしますが、今繰り返し申し上げたように、國のほんとうの代行機関であつたといふことは、実質的にはもう確認されておるわけですね。ただ、形式上國の行政機関としてはまずい、だから軍

事、警察以外は、あげて満鉄が経営してゐた。地方行政などは、あげて地方事務所所管してゐた、そして多くの地方部で統括し、各地に地方事務所を置いて、今の市町村役場のようになつて、自治行政までやつておつた。そういう特殊使命を持つてやつてきて、従つて、表面だけはあくまでも政府の一機関ではなかつたわけだ。一会社であつた。しかし、実質はるる申し上げるように、実質をとらえるならば、これは政府の代行機関であつたとするならば、満鉄の社員はそういう意味の特殊の公務員であつたとも認定できるわけですね、実質的な観点から見れば。しかし、それはあくまでも会社だからだめだといふならば、それならなぜ外國である満州国政府——満州国政府は日本政府じゃないんだ、これははつきりしてゐるわけですね。医療団体も國の行政機関でない。こゝういふ点から、ただ実質をとらえて今度こゝういふ改革を行なうといふのであれば、一歩進めて、こゝういふ使命にあつた、こゝういふ事情にあつた満鉄を入れないのはおかしいじゃないか、そういう論が当然出てくると思つてゐる。この点重ねてお伺いします。

○政府委員(八巻淳之輔君) 確かに満鉄が、創立当時そうした行政権の一部を委任されるというふうな実態的なものがあつたといふことはわかりませんが、これはまあ相当古いことで、その当時からも恩給法というものがあつたわけですね。そこで、そういうふうな実態をとらえて、恩給法というものがあつた当時から満鉄と日本國政府職員との間でそうした人事交流が行なわれて、満鉄を十年勤めて日本國

政府で十年勤めた、あるいは日本國政府から満鉄へ派遣されて、また日本國政府へ戻つてきたというふうな実態がございまして、おそらく戦前でもそういう通算制度というものが設けられたであらうと思つてゐます。しかしながら、そういうものが設けられなかつた。昭和十八年に満州国政府についで、その通算規定が設けられた。こゝういふ事実は、そうした人事関係というものが、人事政策と申しますか、人事行政というものがなかつた。また、その必要もなかつたということが戦前に言えると思つてゐます。それで戦後において、御質問のよう

に、満鉄を相当長く勤めあげて、そして内地へ歸られた、あるいは民間の会社へお勤めになつた方もありまして、國鉄へお勤めになつた方もありまして、また、いろいろな政府の機関へも、各省へお勤めになつた方も若干はございまして。そういう方々がもう老齢になつて退職しなげなうぬといふときに、満鉄の何十年かの期間といふものがむだ率公になつてしまふ、こゝういふことはお気の毒じゃないか。一般に退職年限に達して、老齡年金も何もどこからも受けられないといふことはお気の毒じゃないかといふ問題だろつと思つてゐる。これは一体恩給で解決するのか、あるいは厚生年金なり公共企業体の共済組合法で解決するのかといふふうな幅の広い問題だと思つてゐる。そこで、今の先生の御指摘の点は、満州国と大體実態というものは似てゐるんだから、恩給で片づけたらいいじゃないかといふお話なんです。が、やはり先ほど総務長官が申し上げましたように、もっと幅広く扱う

政府で十年勤めた、あるいは日本國政府から満鉄へ派遣されて、また日本國政府へ戻つてきたというふうな実態がございまして、おそらく戦前でもそういう通算制度というものが設けられたであらうと思つてゐます。しかしながら、そういうものが設けられなかつた。昭和十八年に満州国政府についで、その通算規定が設けられた。こゝういふ事実は、そうした人事関係というものが、人事政策と申しますか、人事行政というものがなかつた。また、その必要もなかつたということが戦前に言えると思つてゐます。それで戦後において、御質問のよう

に、満鉄を相当長く勤めあげて、そして内地へ歸られた、あるいは民間の会社へお勤めになつた方もありまして、國鉄へお勤めになつた方もありまして、また、いろいろな政府の機関へも、各省へお勤めになつた方も若干はございまして。そういう方々がもう老齢になつて退職しなげなうぬといふときに、満鉄の何十年かの期間といふものがむだ率公になつてしまふ、こゝういふことはお気の毒じゃないか。一般に退職年限に達して、老齡年金も何もどこからも受けられないといふことはお気の毒じゃないかといふ問題だろつと思つてゐる。これは一体恩給で解決するのか、あるいは厚生年金なり公共企業体の共済組合法で解決するのかといふふうな幅の広い問題だと思つてゐる。そこで、今の先生の御指摘の点は、満州国と大體実態というものは似てゐるんだから、恩給で片づけたらいいじゃないかといふお話なんです。が、やはり先ほど総務長官が申し上げましたように、もっと幅広く扱う

政府で十年勤めた、あるいは日本國政府から満鉄へ派遣されて、また日本國政府へ戻つてきたというふうな実態がございまして、おそらく戦前でもそういう通算制度というものが設けられたであらうと思つてゐます。しかしながら、そういうものが設けられなかつた。昭和十八年に満州国政府についで、その通算規定が設けられた。こゝういふ事実は、そうした人事関係というものが、人事政策と申しますか、人事行政というものがなかつた。また、その必要もなかつたということが戦前に言えると思つてゐます。それで戦後において、御質問のよう

い、広範な視野からということには、わかつたようでなかなかわかりかねる。もうそういう説明では、どうもそこに何のために一線を引いているかということがまだ理解できないわけです。そこを一度明瞭にするためにさらに申し上げますが、その満鉄と、業務の性質とか、あるいは内容、それから国家に對する職責、こういう点から比べてきて、そうして同種あるいは類似機関だと見られるこういう機関が幾つもあるわけです。これをとらまえて恩給法上の關係と結びつけると、その取り扱いが実にまちまちなんでですね、現在。たとえば申し上げると、同じ鉄道關係でも、元朝鮮、台灣、樺太、この鐵道の職員、それから關東局と大東亞省、これの在滿官吏、こういうのは戦前にあつたわけですね。關東局も政府であつた。こういうものが最近恩給法上は、在外期間がみな通算されておる。ところが、満鉄だけは除外されておる。これはまことにおかしいと思うの

○政府委員(藤枝良介君) 私ども、戦前満鉄に勤務した人をはっておいといという考え方ではない。ただ、今おあげになりました朝鮮、台湾鉄道等、あるいは関東局の職員等は、これはすべて政府職員であつたわけです。満鉄は、先ほどお述べになりましたような特殊な事情から特殊会社、そうして戦前におきましてもそういう特殊な会社であり、行政権の一部も握つておるといふような性質を考えながらも、戦前の恩給制度においても、これの通算といふことは考えられていなかったもので、ここに満州国ができて、昭和十八年の満州国政府在勤が通算される法律ができました際にも、これは問題にならなかつたといふような特殊な事情があるのであります。今回のこの恩給法等の改正は、新しい制度を作るといふことではなくて、従来ありましたものの補完的な改正をしようといふわけであつたといふのであります。従来あります。従いまして、この満鉄に勤務さ

さんのそういう意図もあって、どうもあのときの世情からいって、満鉄を政府機関としてはまずい、そういう事情があったから、一つの会社であつても、いわゆる勅令をもって設立し、先ほど申し上げたような意味で、表面上あくまでも会社、しかし、特殊会社として国策代行の機関であつたということとは実質上はつきりしておるわけです。それで、今鉄道関係だけ比べても、樺太、台湾、朝鮮、こういう鉄道職員は恩給法上通算がある。他方、鴨緑江を越えてしまふと、もうそういう権限がなくなつてしまふ、こういう実例を申し上げてお伺いしたわけです。どうもこれは納得しがたい。

そこで、この程度ではまだ御了解いただけないなら、さらに実例をあげてお伺いしたいと思います。こういう実例もあるのです。国際電気通信株式会社があつたのです。それから日本電信電話工事株式会社、これもあつたのです。これは単なる会社なんです。この

えるべきだと思ひ。そうなると、ますますわからなくなるのです。今回は検討が不十分であつて、今回のこの法改正には満鉄は入れなかつたけれども、近い将来に十分考慮したいと言ひながら、これなら話はわかるのです。話はまことにわかるのです。そういう頭腦明晰な総務長官のお答えとも考えられない。満鉄だけは恩給の範疇から除かれてしまふ。ただ、こういう差し迫つた現段階で、今ここで無理に満鉄を入れないさいといふことを言っているのではない。近い将来をういう範疇へ満洲国あるいは医療機関をすうり入れるのであるならば、そしてまた同じ鐵道關係で、台灣、朝鮮、樺太の鐵道關係員はみんな通算されておる。あるいはこいういふ國際電氣通信株式會社、あるいはまた日本電信電話工株式會社、こいういふ職員ですら、會社の職員であつたその期間をすうり通算されておる。こいういふ事態から見ても、これは當然將來十分誠意をもつて検討するぐらゐ

わけですが、そこで、さらに御答弁に責任をもっていただくための一つの資料として以下申し上げたいと思います。

ごく短時間に要点だけ申し上げます。大体以上の実例でおわかりいただいたと思うのですが、念のために、こういう事実もあるわけです。昭和二十五年に、従来民間請負業務であった三等郵便局長さんですね、この在職年を恩給法上通算する特例が、昭和二十五年法律第百八十四号で講ぜられたという前例もあるわけです。こういう例もあるわけですからね。ただ満鉄については、前々恩給との結びつきはなかった。過去においてなければ、今後よけい検討して、合法的に、ただ過去のうちで誤っているものがあれば、是正するのが前進だと思ふですね、これが政治だと思ふ。それから、こういう実例があるのであるから、過去においてなかったから一切だめだというのは、それで申しまいで、政治じゃない。やはり前向

きの姿勢で、過去にはなかった、しかし、それをよく追及してみると、国策会社として、表面の行政機関となつた方が賢明だといふ、そういう趣旨もあつたわけですから、そういうことをもあわせて考えて、しかも、今申し上げた三等郵便局長のこの前例もあるわけですね。それから、さらに今回改正された医療団体の職員とか、あるいは満州国の問題、こういうものをさらにあわせて考えられたとき、これは当然この際十分御検討いただきたいと思ふのです。

特に、ついでだから申し上げますけれども、終戦まぎわに満州国にソ連軍が平和進駐してきたわけだ。そのときの関東軍は、もう実質はほとんど沖繩その他へ進駐してしまつて、ただ名前は関東軍であつても、ほとんど予後備の、ほとんどその当時の厳然たる関東軍ではなかつたわけですね。従つて、ソ連軍が進駐してきて一番早く逃げてしまふのは関東軍の将兵であつて、情報をよく知つていますから、ほとんど戦争などしないで、ほとんど関東軍の将兵は逃げてしまつた。最後まで国境に踏みとどまつて、いわゆる日本国民の保護に任じたのは満鉄社員だけとは言いませんけれども、満鉄社員はその難たるものであつたわけですね。そういう実績を私どもはこの眼で確認しておるわけですね。従つて、こういう不公平な取り扱いはよくない、こういうこともあるのだから、この際十分御検討をいたしまして、早急にそういう合法的なお考えをいただきたいといふことで、もう時間もございせんから、最後に一点だけお伺いして、そうして重大な決意を一つ披露していただいて私の質問

を終わらせていただきます。

○政府委員(藤枝泉介君) 満鉄職員が終戦當時に非常な御苦勞をなすつた、あるいは在留日本人の保護等について非常な御苦心をなすつた実情は私も存じておるわけですね。従いましても、そういうことに対する、しかも、あつた状態で満鉄が解散されてしまつた。従つて、職員に対して十分な解散時における給与等も、退職金等も出なかつたといふような実情は十分われわれも考えなければならぬ。従つて、これについての十分な検討をいたしたいと考えております。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員(長吉江勝保君) 速記をつけ

○山本伊三郎君 これは皆さんがつけるといふ附帯決議の關係があるので、ちよつと聞いてもらいたい。

そこで、この前の内閣委員会で恩給局長にちよつとお願いしておいたのですが、過去の恩給法適用者の失権者の、この数字が出ておればちよつとお知らせ願いたい。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給受給者の失権率につきまして御説明申し上げますと、過去二十九年から三十三年度までの統計が一応ございまして、それによりますといふと、二十九年度では四・二%、三十年度では三・七%、三十一年度では三・七%、三十二年度では三・七%、三十三年度では三・三%といふことになっております。これは普通恩給をもらつておる方がそれだけ毎年亡くなる、こういうことでござい

す。そのほか軍人につきましては、こ

れは裁定がずっとあとになっておりま

するから、三十一年から三十三年までの実績を申し上げますといふと、三十一年度が一・四%、三十二年度が一・三%、三十三年が一・五%といふことになるのでございまして、これは軍人の普通恩給を受ける方は年令層が割りに若うございまして、そういう一般文官よりも半分くらいになる、こういうことでございまして。

○山本伊三郎君 それじゃ、軍人恩給の問題は、将来普通恩給については其済組合法の適用ですから、だんだんなくなつていくのですが、軍人恩給のパーセンテージは今何になりましたか、総数は幾らでございましてか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 軍人恩給の予算人員は、年金におきまして二百十二万三千人、そのうち普通恩給を受ける者が三十三万人、それから増加恩給を受ける者が七万七千人、それから遺族扶助料と申しますか、公務扶助料を受ける者が百四十六万一千人、それから普通恩給を受けた方が亡くなった場合には遺族扶助料というものを受けて、それが百四十六万九千人、合せまして二百十二万三千人ということになっております。

○山本伊三郎君 そうすると、その二百十二万三千人から普通恩給のこれを引き、あと軍人恩給ということになるのですか。ちよつとその説明を伺いたい。

○政府委員(八巻淳之輔君) 二百十二万三千人の中で、普通恩給に生存しておる老令者の受けておるのが三十六万三千人、あとは傷病者でありまして、公務扶助病恩給であります。公務扶

助料、普通扶助料、これは遺族といふことになるわけですね。

○山本伊三郎君 それで遠いところはいいのですが、三十三年の一・五%に対する金額は出ておりませんか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 三十三年の度当時の軍人の普通恩給を受ける受給者の数が、これは統計では三十五万でございまして、その当時の予算、三十三年度予算で申し上げますと、普通恩給は六十三億九千万円でございます。

○山本伊三郎君 六十三億九千万円……

○政府委員(藤枝泉介君) これは生きておる人です。

○山本伊三郎君 いや、僕も聞いておるのは総額です。

○政府委員(八巻淳之輔君) 三十三年の度軍人恩給費の総額は八百五十一億でございまして。

○山本伊三郎君 それで、その一・五%減るといふわけにはいかんのですね、これは人員の一・五%だから。金額では大体出ないですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 今のは人員の比率でもって一・五%失権すると申し上げたのです。つまり三十五万二千人のうち、その年間で失権した方が五千七百人いるといふことで一・五%、五千七百人と申しますと、大体そのころの単価が大体は二万円から三万円ぐらいの幅でございまして、これの二万円といたしまして五千七百倍といふことと申しますから約一億二千万円ぐらいのものでございまして。

○山本伊三郎君 これは、実は僕もその点は非常に恩給に対するいろいろな問題が——これは恩給そのものは是非とかそういうものではなくして、国家財

政の立場から考えて問題になるのです、いつも。従つて、やはり失権する額というものは、僕はそり大きく出てこないと思ふ。これは遠い将来は別ですがね。この点は僕は今後附帯決議で、相当恩給についてはベース・アップを考へるといふ措置をとるような附帯決議をつけることになつておるのです。これは相当われわれがつける以上は、可能性のないものをつけて、それでその陳情者のためにただ表面だけ翻塗するといふことではいかぬと思ふ。やはりその見通しのあるものをとらなくちゃいけないと思ふ。従つて、今度の改正で七十五万人の対象がふえて、昭和五十一年度のピークでは百五十七億といふふうに大体出ておるのです。こういう点から、僕は相当政府でも、また大蔵當局もおられますが、問題が出てくると思ふのです。従つて、この点はわれわれとしては、実態を見るとき、なるほどこの遺族扶助料なんかもらう人で気の毒な人はたくさんおるのです。これはわれわれ認めます。しかし、そうかといつて、総額が非常に上がつてくることは、やはり恩給に対する国民のいろいろの批判もありまして、この点はわれわれとして附帯決議をつけますが、今後これを調査する場合にどうするかといふこともわれわれ自身考えなくちゃいけないと思ふのです。

そこで、最後に聞きたいのですが、総括して、現在普通文官の恩給についても問題があらましようが、軍人恩給についてはいろいろ問題があるのです。が、内部的の不均衡といふものが、恩給局当局としてそういうものがあるかどうか、まあ検討されておるかどうか、

こういふ点はどうなんですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給内部におけるいろいろの不均衡という問題は、今回の提案におきまして加算の実施というよりなことが一番大きな不均衡をならすという目的のために行なわれたわけでございます。そのほかの問題といたしましては、もう不均衡は私どもはないと思っております。いろいろ旧退職者と新退職者との間の不均衡というよりな問題はいろいろございまして、ある程度旧号俸を引き上げたわけでございます。大体恩給内部における不均衡という問題は、ほとんど解消してしまつた。従つて、先ほど総務長官から申し上げましたように、恩給内部における、今後は中に入つたその人たちの待遇を、国民所得の水準の上昇というのものと見合つてどう改善していくかということが今後の課題であるというふうに考えております。

○委員長(吉江勝保君) 速記を止め。
〔速記中止〕
○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。他に御発言もなければ、恩給法等の一部を改正する法律案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。
なお、小幡君から、委員長の手元に附帯決議案が提出されております。本案も討論中にお述べを願います。

○小幡治和君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題になつております恩給法等の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議を行なつて賛成するものであります。
附帯決議案を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

国民所得増進計画の進展に伴い、今後勤労所得の上昇することは否めない事実である。而して公務員の給与の改善については、人事院が民間給与との均衡を失しないよう常時研究調査を行い所要の改善措置を講じているのに反し、恩給及び各種年金の改善の合理的調整等の問題については、専ら調査する機関が政府内部にない、恩給及び各種年金受給者は、常に不安定不利な立場におかれている。政府はこの際、これら恩給及び各種年金受給者の処遇について常時調査研究を行い、その合理的調整につき速かに適切な措置を講ずべきである。尚恩給制度の運用に関しては、戦前の外地に於ける国家との特殊関係機関職員の前歴ある者については其の機関の形式に拘わらず其の事實を洞察し戦前戦後の社会事情の一大変革を考慮して処遇の公平を期する様措置せられたい。

右決議する。
以上であります。
○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もないようですから、討論を終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。恩給法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、討論中に述べられました小幡君提出の恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を議題といたします。小幡君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致と認めます。よつて、小幡君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○山本伊三郎君 今度の仮定俸給の引き上げですが、これで実際の年金額として現在と比較して何割ぐらいの上昇になるんですか。ここに仮定俸給の表がありますが、実際どれくらいになるのか、その点をつつ。

○政府委員(船後正道君) 旧令共済特別措置法適用者について申し上げますと、現在の年金の一人当たり平均額は約五万九千円でございます。これに對しまして、今回の改定によりまして約六万四千円となります。上昇率は約六・九％が平均でございます。

○山本伊三郎君 この経理は、特例法としてどういふ経理をやられておるのですか、ちよつとその点。

○政府委員(船後正道君) 前回も申し上げたと思うのですが、旧令共済特別措置法適用者に対する年金支払の義務は、国家公務員共済組合連合会の旧令共済部が担当いたしております。この方へ、年四回の支払でございます。この方へ、予算を四半期ごとにそれぞれ所要額を交付いたしております。

○山本伊三郎君 次長見えていますね。ここはちよつと立つて言わんとだめなんだが、実はこの前に大蔵大臣に来てもらつて、給与課長は専門家でずし、わかつておるんですが、大蔵大臣は、どうも知つて知らん顔をしておるかどうかわかりませんが、きわめてそつけない回答をされた。あなただつたら御存じだと思ひますが、一昨年度ですか、国家公務員の共済組合の掛金の問題が出たときに、整理資金の問題で相当問題になりました。昭和三十五年度末に再検討をして、まあ国会に報告するといふわけじゃないんだが、再検討してやる、そういう答弁が佐藤大蔵大

臣からあつたんです。ところが、三十五年度は、御存じのように、安保の問題で国会があつた状態になつて、われわれ聞くことができなくて、そのうちに内閣がかわつて今の大蔵大臣になつたんですが、どうもその点何も知らないんですが、今給与課長に聞くと、検討しておると、こういうことなんです。政府としてはこの点について誠意をもつてやつておるのかどうか、この点をつつあなたから、まああなた責任者といふかどうか知りませんが、これは僕らが一ぺん言い出したものはいかなけりやいかないでいいんです。どうなつたという結果ぐらいは明らかにしておかなければいかないと思ふので、それでお尋ねしておるんです。その点どうなんですか。

○政府委員(谷村裕君) 御質問のありました点に十分お答えができるかどうか、私、はなはだ危惧いたすものでございまして、ただいまおつしやいました一つは掛金率の改定の問題だと思ひます。これにつきましては、当時からもう一ぺん再検討することにしたしまして、いろいろ見ておつたわけでございますが、昨年の三十五年度中におきましては、いろいろ検討いたしました結果は、直ちに今これを手直しする状況ではまだないのではないかという一応のまあ事務的な結論みたいなものに達しておつたわけでございます。ところが、昨年の八月に給与改定の勧告があり、十月から給与の大幅改定というふうなことがございまして、これもまた織り込みまして、再び再検討せなければならぬではないかという状況に立ち至つておりますので、それこれあわせまして、最近では各単位共済組合等に

資料などの調製をお願いいたしましたし、これを今回もう一回この秋にかけまして、十分検討いたしたいと思つて準備をいたしておる状況でございます。

○山本伊三郎君 質問が非常に飛び飛びになります、われわれが掛金率の問題を問題にしておるといふのは、いわゆる二十三年六月以降の問題の負担のところが、やはり共済組合で経理しておるところです。私は、政府が責任を持つ分野が相当あると思うのです。このういふものは、共済組合ができる前の政府負担の分なんです。しかも、先ほど恩給局長が答弁のとき言われておりました、昔は恩給というのはいわゆる政府の負担で出しておったのです。その後百分の二という納付金を納めておる。従つて、純然たる一方的な支給ではない。それは全部国庫へ納まつておる。その納めた人も共済組合の組合員として資格をとつて、共済組合の中から今後の年金を支給する。従つて、その幾分かはそれは何パーセントに当たるか、計数はわれわれは出しておりませんが、幾らかは国の方が当然なければならぬ金がある。これは単に国家公務員だけじゃなくて、この前も大臣に追及したのですが、三公社の場合も同じようなものがあるのですね。それが大蔵当局はきつめて冷淡な考え方です。従つて、あなたは大臣でないから、政治的な責任はございせんが、事務当局としてこういう問題をどう考えておるのか、この点一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(谷村裕君) 御質問が三點ばかりあったようであります。第一の旧令共済の關係につきまし

て、これを現在共済組合連合会に処理させてはありますが、先ほど給与課長がお答え申し上げました通り、その必要な原資は一般会計の方から、それに必要なものとして予算を組み、かつ、これを交付しているというわけでございまして、現在の一般公務員の負担として処理しているものではないといふふうに私は承知いたしております。すなわち、戦争前における陸海軍の問題等でございますので、その当時の跡始末を一般会計の負担金においてしておるといふふうに御理解いただけると思ひます。

第二に、いわゆる整理資源を共済組合の方に渡さないで、掛金の方はちゃんと取つており、政府の方は十分計算された分だけ渡しておらぬではないかという問題でございます。そして、これがいわゆる掛金率の計算に響くのではないかとこの問題でございますが、現実には掛金を徴収いたしますと、保険計算におきまして、全体として積み立てのためにどのくらいの現実に資金を出したらいいか、それがはたして計算の上でちゃんと五分五厘なら五分五厘に回る計算をうまく共済組合として整理できるかどうかという問題、これは現実には、政府が十五億なら十五億の資金を出すのとは別でございます。いわば共済組合の方で政府に対する債権といふようにいたして整理しておおるかという問題は、別途財政上の都合を考慮して処理させていただいてよろしいのではないかと思つております。

日本だけではなくて、いろいろ外国等におきまして、そういう公務員の負担部分、特に整理資源の分についてどう

う処理するかということは、よく議論されておるようでございまして、私もあまりつまびらかでないのでございまして、まあ十五億ずつでは足りないのじゃないか。現実の資金交付は確かに少なうございしますが、共済組合の計算といたしましては、それで成り立つものと私どもは考えております。

第三に、もう一つございまして、鉄道、その他三公社等について、なぜ國がみないか。特に恩給から引き継いだ職員がおるではないかというお話でございます。これも何か先般大臣にお聞きになりました際に、大臣が答へになつたときに、あとで私、大臣から伺いましたら、どうもそういうことをきつちとしておかないと人事交流がうまくいかぬのじゃないかという気がしたので、よくわからなかつたけれども、お互いに通算したいなことをしたらいんじやないかと自分思つていたんだというところをおつしやいました。実は山本委員がお聞きになつておるの、むしろ過去の整理資源の方の問題だと思ひます。その点につきましては、私どもの今の考え方といたしましては、やはりあつた公社として、政府から独立はいたしましたが、非常に大きな資産を政府から出資という形で引き継いで、そして、それをもつて、いわば分家したわけでございます。その分家した経済の主体としての、その分が持つておりました過去

の分も、その負担において引き継いでいっていただくというので今まで整理して参りましたので、確かに御指摘になるように、いろいろこれについて

持つて引き継いでいったところで、その資産によつて生み出す収益等からそういう原資はみていっていただく、そういう考え方にいたしておられます。

○山本伊三郎君 いろいろ考え方が大蔵当局としてあることも、これは一つは、その考え方としてはあると思ひます。しかし、国鉄当局ではそういうことは全然考へておらないのです。いわゆる問題からやつたのだからと、こゝ言ひまされども、鉄道経営というものは、やはり独立的な経営体になつておると思ひ、昔から、そういう点からいって、そういう理屈をつけるのは僕はちよつと無理じやないかと思ひます。従つて、僕はそういう点をきつちとして、それからこの分はそういう財産であるといふことはやつておらないのです。その終戦後あつたのですから。そのときはきつちしておればそういう点問題はない。旧軍関係から引き継いだところの年金についての引き当てる資金は、うであつたといふことは全然ないのです。しかも、その当時は国鉄も赤字経営で困つておつたのです。戦後もね。そういう中で全部負わしておつた。最近ますます運賃値上げ、独立採算制でやつておるが、赤字があるようですが、そういう点で大蔵省は勝手な考へ方をしているんですよ。しからば、こういう点でございまして、私には、こ

とを言われるならば、私は国鉄に行つてそういう説明をいたしますよ。そういうことを一つもやつておらない。そういう点と、もう一つは、先ほど給与課長が横川君の質問に答弁されましたが、僕は、公企体であるとか、あるいは地方公共団体であるから、国と同

じような關係であるから、国の方からの補助金はなくてもいいのだ、こういう見方は大蔵省の考え方だと私は思ひます。国家公務員の場合には百分の五・五、それから組合員は百分の四・五、これを折半主義だとすると、政府は一〇%を補助金といひますが、みて

いるという形になる。厚生年金の場合は民間の場合だから、私は多分一五%程度補助金を厚生年金はみていと思ひます。従つて、私は、今度は地方公務員の共済組合を作る場合でも、少なくとも国家公務員の割合で国がめんどりをみなくちやいかにないか、理論上。これは國の分家だからといつて、政府は、各地方公共団体に赤字が

出ても、その分は補助をしない。おのらが苦しんでやつていられるんですから、こういう国家公務員と同等のようにな地方公務員共済組合ができる場合には、同じ状態でやはりみてやらなくちやいかに。将来共済組合経済が立ち直つてくれれば、これは別ですよ。今やるときに相当問題があるときに、そういうめんどうなことをやるから、地方公共団体が困つて、なかなかそれがやれないという状態なんです。國は実際これをやらそうと奨励するの、かどうですか、こういう点が私は問題だと思ひます。大蔵省は、財源といひますか、財政当局としていろいろ考へる点がありまして、公平に私はものを判断してやらなくちやいかにと思ひますが、この点について大蔵大臣が勘違いされておつたか知りませんが、いわゆる國の方で補助金を出すという必要が全然ないのだという考え方の根拠を一本はきつちしておいてもらひたい。

○政府委員(谷村裕君) ただいま御質問にありましたように、おおよそ一種の長期給付と申しますか、年金のようなものが、民間にあるいは国家公務員、あるいはまた今後地方公務員のよりなどところだんだんできていく、整備されていくというときに、雇用主である立場の者と、それから雇われておられる方の、そういう立場にあられる方の提出に加えて、さらに中央政府、国が何かをみるべきだという一つの体系を考へるべきではないかという御質問であつたように心得ます。例として、たとえば厚生年金では一五%程度の負担をしているではないか、あるいはそのほかに、例を申すまでもなく、たとえば私学共済でありますとか、そういったものについてもあるではないかということであらうと思ひます。たとえば地方職員の場合については、国が出すことは拒否しているのだ。もとよりこういった制度全体につきましては、国が皆年金という考え方をからこれを奨励し、また、助長しようとしていくことは当然でございます。この点につきましては、私どもはその線に沿っているつもりでございます。問題は、いわゆる被用者と雇用主と、その両方の提出のほかに、この制度を助長するために国が負担すべきであるか、それとも、この間、大臣はさうお答えになつたさうでございますが、公経済の主体である地方団体、あるいはまた三公社というふうなところが負担すればいいのではないかと、特に三公社の場合には、旧来からずっと自分の手でさういうことをやっていたわけでございます。今後年金制度全体とい

うものをどう統一的に考えていくかというふうなときの問題として、確かに御指摘になるような点の問題があることは私も了解できるわけでございます。従来は、たとえば地方団体もやはり公経済の主体として、恩給なら恩給の問題も取り扱つて参りましたし、また、私学共済に対しまして、たとえば地方団体としてやはり一種の交付金を渡しているという実態もございまして、また、三公社等はさういふふうにしてやつてきている例もございまして、今これをにわかにならぬでさういふ一部分を出すことにするのだというふうに改めますためには、やはり相当年金制度全体にわたつての慎重な検討に待つ必要があると思ひます。さういふわけで、なかなか先生のおっしゃるやうに、私どもは直ちに踏み切るわけにも参らない状況にございまして。

○山本伊三郎君 これはいづれ私もさういふ内閣委員会の場でなくして、もっと広い立場から、予算委員会でも一べん追及したいと思ひますが、私どもは、大蔵当局の考え方は、何か近しいものについて押さえてつけようという考え方が、私は例がたふさんあると思ひます。たとえば交通政策にしても、私鉄に対する考え方と、それから都市交通という公共企業体のやる仕事に対する考え方が、大蔵省だけではないのですね、政府自体にも私はあると思ひます。とにかく近しいものは押さえたから、これはもう文句言わないのだ。しかし、民間の方では相当政治勢力が強いから、言うことを聞くというふうな場合が相当あるのです。これは話が展開いたしますが、都市交通にしても、起債にいたしても、また、路線の認

定にしても、非常に私は公共企業体の経営に対して冷淡な場合がある。しかし、こんなことを言うとき時間がかりますので言いません。それと同じやうに、民間に対しては、健康保険の補助金にいたしても、相当みている点がある。しかし、公務員というのは、とにかくさういふものはお前勝手なやつていふのだということで、地方公共団体に対しても、きわめて冷淡な態度がある。これは私は自治省の連中から聞いているのではない。私自身体験しているのですが、この点はしつこく言ひませんが、十分皆さん事務当局の方たちは、おそらく大臣がかわるたびに政策は変わりますが、あなたらこそかわらないので、さういふ思想も考へてもらいたいと思ひます。時間がないので、私は以上でこの問題について終つておきます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

○伊藤道雄君 簡単に二、三お伺ひしますが、今審議している恩給法の一部改正によつて、昭和二十三年六月三十日以前の共済組合年金者についても不均衡是正の措置がとられたわけですね。ところが、満州国及び日本医療団に勤務していた雇用人、これは参事とか主事等を除いた雇用人の勤務期間には、今回の共済組合のいわゆる特殊期間といふことであつて、年金支給の対象期間とはならないわけですね。参事とか主事等については対象期間になるわけですが、雇用人だけ特に取りはずして対象期間にならぬのは、非

常に均衡を失ふと思ひますが、どうして雇用人だけを入れないのかという点を明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(船後正道君) 今回の恩給法の改正におきまして、旧日本医療団と外国政府職員期間、これが恩給の期間にそれぞれ算入される措置がとられますと、恩給法の方で措置されるのと同じやり方を共済組合の方でもやると思ひます。ただし、これらの雇用人あるいは雇用人に相当する方につきましては、恩給法では何ら措置されない、対象外でございます。これを共済体系で措置いたします場合には、伊藤先生御指摘の通り、共済組合法の第九条の期間でございまして、しかし、その期間には通算するが、年金計算の基礎にはしない、かような扱いをいたしております。この理由は、御承知の通り、第九条の期間の第一号に、職員であつて引き続きない期間、しかも、恩給公務員期間ではないという期間は、いずれも第九条の一号期間にいたしております。つまり、日本の政府に雇用されておりました雇用人でございまして、一度退職して、再び勤められた。しかも、共済組合法の規定の適用がなかつた。具体的に申し上げますと、昭和二十三年以前の非現業官庁における雇用人の方々はこれに該当するわけでございます。さういふうちに、一度退職いたしました再就職いたしますと、一号規定の期間になるわけでございます。これらとのバランスを考えますれば、やはり満州国政府等に勤めておられた雇用人等でありまして、その後国家公務員として再就職された方の取り扱い方としては、両者バランスが合っ

ている、かように考えております。

○伊藤道雄君 まだ不均衡の面についての納得は足りないが、時間の關係で次の問題に移りますが、今回の年金額の改定に伴つて、旧令の共済組合特別措置法に基づく年金分として、どのくらい一体予算に組まれているのか、さうして年金種類別に承りたいと思ひます。

○政府委員(船後正道君) 本年度分をいたしましては、総額三千八百万円でございます。これを年金種別に申し上げますと、退職年金といたしまして約三千百万円、遺族年金といたしまして約七百万円、あと喪失年金と傷病年金は言うに足らない程度のものでございまして。なお、御参考まででございますが、平年度額は総額九千二百百万円でございます。

○伊藤道雄君 今度の年金額の改定で恩恵を受ける人員は一体どのくらいかということ、それから一人当たりの年金額は現在いかほどかということ、それから改定後はどの程度になるか、それから一人当たりの増加年金額はどの程度か、それから増加割合はどの程度になるか、恩給法によつて年金額改定の増加割合と比べてどうなるか、さういふ問題を具体的に伺ひたい。

○政府委員(船後正道君) まず旧令共済特別措置法の適用者について申し上げます。人員といたしまして約二万二千三百人でございます。それから現在の平均一人当たり年金額は約五万九千四百円でございます。これが今度改定後に約六万三千五百円でございます。増加額は約四千五百円でございます。増加割合は六・九%でございます。なお、恩給の方は、実は私どもで資

料を持ち合わせておりませんが、先ほども申し上げました通り、恩給の改定と全く同一内容でございますので、ほぼ同じような状況ではないか、かように了承いたしております。

○伊藤道雄 増加割合は。

○政府委員(船後正道君) 六・九%でございます。

○伊藤道雄 次の障害年金の障害等級別の受給人員ですね。これはどういうことになりますか。

○政府委員(船後正道君) 障害年金者の人数でございますが、一般共済が約二千九百名、それから旧令共済の分が約六百名でございます。このうち、今回の引き上げの対象となるものでございますが、これは最低保障額でございますが、障害等級の四級以下でございますが、それが約二千五百四十人でございます。そのうち旧令分は約五百人でございます。

○伊藤道雄 最後に一点だけ。障害の等級と増加恩給との関係は一体どうなっておりますか。

○政府委員(船後正道君) 最低保障額は恩給法の改正と全く同額にいたしております。

○鶴岡哲夫君 この九十六条ですね。九十六条の中に「政令で定めるところにより」というのを加えるということになっておりますが、これはどういうことなんでしょうか。ちょっと説明をいただきたいのですが。

○政府委員(船後正道君) 共済組合法の九十六条は、掛金未納の場合の給付制限規定でございます。現在は九十六条によりまして各組合が給付制限を行ない得る、こうなっておりますのを、今回の改正によりまして「政令で定

めるところにより」といたしまして、この給付制限を行ないます場合の基準その他につきましては、統一をどうしようということにきめたわけでございます。この九十六条の趣旨は、御承知の通り、共済組合制度は相互扶助の制度でございます。掛金を納めまして、これに国庫負担金加わりまして、そちらで給付をやっております。短期も長期もこの仕組みになっております。このように制度におきまして、掛金の納入というものはこの制度の根幹をなすものでございまして、この義務を怠る者は制度の破壊者というべきものでございまして、これにつきましても、給付制限を行なうべきであるというものが九十六条の立法趣旨でございます。今回はこの制限を統一的に行なうという趣旨で「政令で定めるところにより」という文言を入れたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 その政令で定める場合も、統一して政令で定めようというのですか。具体的にこういふふうにしたいという案があるわけでございますか。

○政府委員(船後正道君) 従来から、この給付制限の基準につきましては、国家公務員共済組合審議会の意見を聞くという慣習になっております。九十七条の禁固以上の刑に処せられた場合における給付制限を入れた場合におきましても、このルールによりまして審議会の意見を聞いております。今回の九十六条につきましても、私どもの予定いたしましたものでは、やはり審議会でも十分議論を尽くされまして、その意見によって措置いたしたい、かように考えております。

○委員(長吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(長吉江勝保君) 速記をつけ。

他に発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものとして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより両案に対する討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、両案に対する討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。両案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(長吉江勝保君) 全会一致でございます。よって両案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

おな本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御

一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員(長吉江勝保君) 次に、一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、藤枝総務長官、佐藤総務副長官、増子公務員制度調査室長でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤道雄 質問でなしに、この際、要望しておきたいと思うのですが、この法案が上るときには、特にこの給与二法については、当然給与担当大臣が出席すべきであるが、本日はつかぬというところであるので、会期末でもあつた、そういう特殊な事情を勘案して、今後慣例としないという前提に立つてということ、われわれこの点一応念を押しておきます。

○委員(長吉江勝保君) 速記に残っております。

○山本伊三郎君 それじゃ寒冷地手当の問題で人事院に一つ聞いておきたいのです。これについては、いろいろ過去何回か質問しておりますから、結論だけ申し上げますが、この前のこの法案に盛り込まれているやつですが、級地の是正ですね、衆議院で附帯決議がつけられましたですね。同一市町村における問題について、相当人事院当局も了

解をしたように聞いておるのですが、級地は是正でまだ不合理が残つておるといふ問題がある、その点についてまず御存じであるかどうか、それから聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) 附帯決議がありましたこと並びに附帯決議の内容容については存じております。

○山本伊三郎君 それについては、人事院としては、勧告について、いつごろそういう勧告をしたいというつもりであるか、その点ちょっと聞かして下さい。

○政府委員(入江誠一郎君) この問題は、御存じのごとく、人事交流の観点から不均衡を是正するように考えろという御主張でございます。私もこの問題は、附帯決議にもございまして、御趣旨でございますから、十分検討いたさなければならぬともしろん思っておりますが、率直に申しまして、これは非常にむずかしい問題でございます。御存じのごとく、勤務地地域が局地主義か、風土主義か、あるいは市町村の区域を、旧市町村の区域によるか新市町村の区域によるか、あるいは補償制度をどうするかということでございます。片一方を立てれば片一方が立たなくなる。非常にいわゆる人事交流の關係と寒冷地手当そのものの均衡の問題という点で、かみ合った問題でございます。思つておりますけれども、少なくとも八月の寒冷地手当の支給期日までには間に合わないのじゃないかと思つております。

○山本伊三郎君 この八月には間に合わぬけれども、その点は相当人事院でも理解されておるといふことをわれわ

れ考えてもいいですね。

○政府委員(入江誠一郎君) 理解いたしてありますと申すかどうか、十分一つ積極的に検討いたしたいと思っております。

○山本伊三郎君 それ以上総裁に言わすのも無理だと思いますが、その点は一つ十分附帯決議の——本院ではそれについては附帯決議をつけません。他の問題はつけますけれども、それにはつけませんから、その点は十分一つ考えていただきますと思ひます。

それからもう一つ、暫定手当の問題で、過去総裁からいろいろ聞いておるのですが、きわめてこれも不合理がある。不合理というのは人事行政上から見てあるのです。これは私の前質問したときに、相当言われたような意味よりも、もっと強い意味で、これは是正するといいますが、合理的に改正したいという意向のように聞いたのです。これについてもう少し具体的に、もうすでにこれが地域給から暫定手当になってから数年たちますから、もう来年あたりは何かの措置をとる時期だと思ふのですが、この点についてどうですか、暫定手当の。

○政府委員(入江誠一郎君) この問題は、ここである御説明申し上げるまでもなく、いろいろな要素を含んでいることは御承知の通りでございます。そこで、それらの問題を調整いたしながら一つ積極的に検討いたしまして、なるべく早く結論を得たいと思っております。

○山本伊三郎君 この問題について、これも人事院の勧告にもとっているのですが、今度の八月か、七月に予定されている一般給与の勧告並びに報告で

すか、そういうときに合わせて人事院としては出し得る見込みがあるかどうか、この点一つ。

○政府委員(入江誠一郎君) この夏の公務員の何を定めます時期に、報告並びに勧告をどういうふうにいたしますか、まだ未定でございます。従つて、それにどういうふうな間に合わせるかという点も未定でございます。どちらにいたしまして、この給与問題の結論と時期を一緒にするということについては、事務的な作業の関係もございまして、困難じゃないかと現在の段階においては思われます。

○山本伊三郎君 この問題は、寒冷地の問題より以上に複雑な要素を実は持っているんです。それで現在金額の表示もそのままでいっているんです。大体昔の慣例といいますが、考え方がいろいろ、最高一五%、一〇%、五%、それからゼロ地、こういう形に四段階に残っているんですが、これについては、もう非常に各地域的には問題を起こしているんです。従つて、一度に一五%解決ということについては、われわれも国の財政その他から見ても無理だとは思つております。しかし、このままではいけないというところは、われわれとしても、また、人事院当局もわかつていると思ふんですが、この点について今度一つ政府の方に聞きたいんですが、総理府としてはどういう点についてどういう考え方を持っておりますか。

○政府委員(藤枝泉介君) 暫定手当の問題につきましては、しばしば当内閣委員会においても御議論のあったところでありまして、方向としては御指摘のような方向だと存じておりますが、十分

人事院の調査研究と相待ちまして、その方向に進みたいと考えております。

○山本伊三郎君 それじゃこれでお願いしますが、実はこの問題も長年の間の問題ですから、来年あたり何らか、あの暫定手当のときの附帯決議もありまして、一歩前進した形を出さぬと、国会の権威という大きな言葉になるかも知りませんが、国会でつけても、何も政府は考えぬじゃないか、こういう一般の、何といいますが、議論があるんです。われわれとしても、全部一挙に解決しなくても、その方向に来年度は持つていかなくちゃならぬ。それには先決問題として人事院の勧告を待たなければなりません。この点は強く要望したいと思ふんですが、もう一回人事院の方から一つ。

○政府委員(入江誠一郎君) 御趣旨は十分私も承知いたしておりますので、一つ積極的に検討いたします。

○鶴岡哲夫君 四点左右伺いたいわけでありまして、少し長くなりますけれども……(要を得て簡に)と呼ぶ者あり)要を得て簡にやりたいのですが、なかなかやばりいい御答弁をいただかないと納得できないのですから、要するにどうなるわけですが、この間の委員会でも、消費者物価指数の値上がり状況、それから生計費の値上りの状況、世帯主の本業収入の状況、こういうもの、それから民間の賃金の上がり方、こういうものをどういふふうに見られるかという点を種々伺つたわけでありまして、御存じのようには、つい十日くらい前に、総理府統計局は、さらに勤労者の家計費調査の発表をやりました。これによりまして、

近年にない最高の値上がりでありまして、一・八%という上昇率、こういうものから考えまして、再度人事院に見通しを聞いておきたい。で、総裁は、これはこれからやる民間の給与実態調査に基づいて云々というふうにおっしゃるだろうと思ふのです。ですが、少なくとも人事院が勧告の場合に、きわめて重要視されることの総理府統計局の発表である勤労者の生計費の状況、あるいは世帯主の本業収入、それから消費者物価指数、こういうものはすでに明らかになっておるわけでありまして、二月現在におきまして、それがいづれも昨年四月人事院が勧告された当時の数字よりも、二月ですでに上がつておる。うんと上がつておる。さらについ十日ほど前に総理府統計局が出した勤労者の家計費調査、こういうものを見ましても、近年の最高の上がり方を示しておる。こういう点から、少なくとも公務員の給与について、きわめて冷静に不断の注意を払つておられる総裁に対して、どういふふうにご考慮しておられるか、重ねてここで伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(入江誠一郎君) 消費者物価指数とか、いろいろ御指摘の通り、最近上がつております。しかし、消費者物価指数は、たしか五月は前月よりも少し下がつておるような傾向もございまして、どちらにいたしまして、四月で調査をいたしておるわけでございます。現在、それが間もなく出て参るわけで、現在の趨勢でどうするかというところを、ちょっといましばらく申すわけにいきませんのであります。

○鶴岡哲夫君 五月の数字が何かわからぬような話ですが、総理府統計局は

五月の数字を発表いたしてあります。か。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま総裁の申されましたのは、消費者物価指数であります。

○鶴岡哲夫君 五月のやつは。

○政府委員(瀧本忠男君) 五月のは、近く二、三日前に発表になりました。この数字は下がつております。ただ五月の数字が下がつておるからどうのこののというわけではありませんが、ただ、指数といたしましては、昨年の四月を一〇〇としたまはしての指数でございますが、四月より下がつておるといふことはございまして、そういうことを申し上げたのであります。

○鶴岡哲夫君 私は、総裁お説の通り、民間の実態調査をやられるのですから、その結論に基づいてつていて、これは理屈です。ですが、その場合に、人事院がやはり重要な要素としていつも考えておられる問題については、るる私は申し上げておるわけですが、これらのものが二月、昨年の勧告より上がつておるのじゃないかというのであれば、これは相当上がるのではないかと、これは相当上がるのではないかと私は思つておるのです。

○政府委員(入江誠一郎君) まあ、こういう消費者物価指数でございまして、か、本業収入でございまして、か、生計費といふものは一つの生きものであると思ふから、これが今までの趨勢を見ても、私自身の判断として、上がるだろうというところをこれは申し上げるわけにも参りませんし、これは不可能でございます。結局御存じのように、四月の調査、あるいはそれに関連したという経済的な労働経済情勢によつて、八月でございまして等に判断させ

ていただくわけでございますから、それまでどうか一つお待ちを願いたいと思います。

○鶴岡哲夫君 いや、人事院は、その公務員の給与については最大な関心を払って見ておられるわけなんですから、しかも、人事院のやり方については、ある程度公式化されておるわけですから、その公式化されておるそれをきめる要素というものはわかつておるわけですね。その要素の重要な部分というものは、すでにはつきりしているわけですから、はつきりなりつつあるわけですね。まあしかし、内閣委員会におきまして、總裁が、こうなるだろうというふうな見通しを発表されるというところが妥当であるかどうかという点に問題があると思ひますけれども、しかし、總裁としては、あるいは人事院としては、そういう問題については、やはり関心を始終不斷に払っておられるわけですから、ちょっとたよりないお話ですね、今のお話は、ですが次に移ります。

この間の給与法が上がる、こういうときに附帯決議がついておられますね、初任給の問題。さらにこの委員会におきまして、四等級以下の問題について人事院としての発言もあるわけですが、どういふふうに考えられておられるのか、今度の勧告等においてそれらについて検討して、附帯決議なり、あるいは本委員会における人事院の答弁の趣旨に沿って努力されるのかどうか、その点について伺っておきます。

○政府委員(入江誠一郎君) 附帯決議の御趣旨は、もうあの附帯決議がありましたが、その点から十分われわれ検討もいたしておりますし、これをどういふふう

に実現いたしまするか、実現がなかなか困難な問題もあると思ひますけれども、ただ四等級と五等級に対する人事院の見解というものはどういふものでございましょうか、ちょっと私にはつきりいたしませんのでございしますが、まあ給与局長からお答えいたします。

○政府委員(澤本忠男君) ただいま總裁からお答えがあったわけでございますが、まあ内閣委員会等におきましていろいろ御質問がございまして、いろいろそれに対して技術的なことをまあいろいろお答え申し上げておるわけでございます。それで先ほど總裁からも申されましたように、このし勧告をやるかどうかというところは、やはり民間給与調査が出まして、それで人事院としては判断するというところになります。仰せのように、消費者物価指数でありますとか、あるいは毎月勤労統計、そういうものに不斷の注意をいたしまして、趨勢はもろろん見えております。それと同時に、現在の給与法を

実施いたしてみまして、どういふ点かなお研究を要するところであるかどうかというふうなことも絶えずいろいろ研究をいたしております。従いまし、問題をとり上げるときには、そういう平素から研究いたしておりますことをできる限りわれわれとり入れたい、かように考えます。

○鶴岡哲夫君 これは少し問題が大きいの、一言だけ伺っておきたいのですけれども、人事院の俸給表の考え方ですね、この俸給表を、たとえば行一に例をとってみますと、御存じのように、人事院としましては、また、国家公務員法におきましても、責任と仕

事、あるいは仕事の複雑さといふことが、困難さといふことが、責任の重さといふものによつて給与表がきまるのだというのを主張してこられておるわけですね。ところが、給与法の動かし方が、非常にそういう趣旨からいって、全く相反するようなことをやっておられるのではないかと。たとえば三年前には初任給をちよつと下のところを上げる、その次の年にはまん中を少しいじつておる、その次は今度上の方をいじつておる。過去人事院ができてからずっと経過を見てみますと、どうも俸給表の考え方が一貫してないんじゃないかと思ひます。従つて、国家公務員自身に給与に関する考え方がどうも浸透しない。責任の重さ、あるいは仕事の複雑さによつて給与がきまるのだという考え方が浸透しない、こういううらみがあるんじゃないかと思う。それはアメリカとかフランス、こういうところの給与の上の方を見ても、そういうと、大体給与というものは一律に上がつていきます。パーセントで上がつていく。下の方が五割上がった場合には上の方も五割上がる。まん中の方も五割上がる。すなわち、責任と仕事の複雑さによつてきまつておる給与体系というものがそのまま維持されていきまして、何年たちちましても、重要な変化がありませんれば変えておるようでありまして、少なくとも十年や十五年動かないのです。ところが、人事院の場合は、それは始終動かすのです。こういう考え方は、国家公務員法でいう給与の考え方というものが公務員の中にどうも浸透しない。あるいは人事院の考え方によりまして

と、これはまあ財政的な理中もあつて、三年で一回、そういうふうな実現していくのだという考え方であるかもしれない。しかし、具体的に今度公務員の方は下の方が上がった、いや、まん中が上がった、こういう考え方では、いつまでたつても公務員の給与に対する考え方というものが始終あいまいな形になり、公務員法の趣旨というものが浸透しないんじゃないかと私は思つておる。これはもつと詳細に伺いたいのですけれども、一言にいつてそういう趣旨なんです。これはどういふふうに考えておられるのか。

○政府委員(入江誠一郎君) 御質問の御趣旨は十分わかるのでございしますが、ただ、この点はお考え願ひたいのでございしますが、イギリスにいたしましては、まあフランスにいたしましては、まあ今おあげになったのは、大体経済関係といふことが、貨幣価値が安定しておりまして、自然に大体公務員の給与――まあ公務員の給与といふのは、一つは民間の給与にならいますから、結局民間の給与でございしますと、あるいは需要供給の関係も考えなきゃならぬ。日本のように、民間給与も、戦後のこういう非常な変動期におきまして変わります。変わりますから、自然民間給与にある程度のカブなんかも合わす必要上、そのときに変わる。たとえば初任給の問題にいたしましては、そのときの実態に公務員が採れるとか採れぬとかいふことも若干考えなければならぬ場合もございしますし、たとえば上と下との関係につきましても、戦後非常な御存じの通り変動いたしております。まあそういう関係で、ま

た貨幣価値なり生計費も非常に変わつて参りますから、始終公務員の給与を改定しておる。この改定をすること、まあ鶴岡さん御意見はございしますまいと思ひます。そこで、改定する場合に、まあ本筋は、やはりお話の通り、職務と責任でございしますが、民間給与の趨勢も考えますので、その年そのときに実情に應じた変え方をいたしておりますので、決して私はそれだからと申して、公務員の給与に対する考え方が、どこまでもこれは公務員法の精神、職務と責任という本筋でやつておるのでございしますから、それが始終変わつておるとは思ひませんので

○鶴岡哲夫君 いや、總裁、日本は何かえらい不安定なようなお話ですね、それはフランスだつてイギリスだつて、それからアメリカだつて、そう変わつていけません。やはりインフレといふのは、遂次高進している。日本だつてそうですよ、逐次やっぱり高進しているじゃないですか。貨幣価値が安定しておる日本の話としては、これは受け取れない。それは戦後の二、三年なり四年ぐらゐのことなら承ります。ただ、今おっしゃる通りに、民間の給与とここは合わせる合はせるといふようなことで、公務員法でいう責任と仕事の複雑さによつて給与をきめるという考え方が始終動揺しておるじゃないか、ある場合においてはまん中がぐつと上がる、中たるみになつちゃう、こういう格好になる。あるいは下が上がつちやつて中たるみになるとか、上が上がつちやつて、今度は中がたるみでおるといふのが実情ですよ。そういうような給与の考え方はおかしいじゃない

と、これはまあ財政的な理中もあつて、三年で一回、そういうふうな実現していくのだという考え方であるかもしれない。しかし、具体的に今度公務員の方は下の方が上がった、いや、まん中が上がった、こういう考え方では、いつまでたつても公務員の給与に対する考え方というものが始終あいまいな形になり、公務員法の趣旨というものが浸透しないんじゃないかと私は思つておる。これはもつと詳細に伺いたいのですけれども、一言にいつてそういう趣旨なんです。これはどういふふうに考えておられるのか。

いか。だからイギリスなんか見てもらなさい、アメリカなんか見てもらなさい、フランスなんか見てもらなさい、私には責任と仕事の複雑さによって給与がきまるという以上、ずつとそれが維持されていかなきゃならないと思ふ。そういう点を私はもつと人事院は考えてもらいたいと思つてゐるのです。まああまりこれは深くは入らないでおきますが、ただ、これと関連いたしまして、アメリカのやつを取り上げますと、アメリカは御存じのように、戦後ずつとそういうことで一律に上がつてきていますね、全部です。倍率というものは戦後四・八倍と四・八倍です。五一年から五七年の数字が出ておりますが、全部四・八倍、この場合は局長から最下級の者、アメリカの場合は局長は一応特別職みたいなもので、課長と最下級の者の間は四・八倍、ずつと前をたどりますと、一九二八年ごろ八・八倍、それから戦争の終わりが一九四五五年は六・八倍、それから以後四・八倍というのがずつと固定されている。私は、こういう考え方は、これはフランスでもそうです、こういう考え方は、給与について、どうも人事院というのは、給与に対する考え方が非常にいい、いいじゃないか、不満に思つてゐるのですけれども、いかがですか。

○政府委員(入江誠一郎君) 私どもも、たとえば今おあげになりましたアメリカでございまして、フランスでございまして、そういうところのいわゆる上下格差というものが日本よりも少ないといひますか、まあやっぱり

御存じのように、公務員の給与というものは、全体のその国の給与水準なり、給与体系というものの影響を受けるを得ないのでございまして、結局われわれ、御存じのように、公務員の給与をきめるときは、初任給というものをある程度民間に合わせ、また、上の方もある程度民間に合わせるということでは考えざるを得ないのでございまして、かりにアメリカがどうかだかからといって、日本の公務員だけを日本の民間給与とまるで違つたような形態を作りましたと、ちよつとこれは皆さんの御納得を得られない。やはり一つ十分御存じでございまして、イギリスとかアメリカあたりなんか、民間のものがある一つの給与体系になつておるということも考えられるのでございまして、やはり日本としては、公務員法の大筋の職務、責任というものを考えながら、しかも、やっぱり民間からも納得していただくような給与体系というものを考えておるわけでございます。決して誤つておるとは思ひませんでございまして。

○鶴岡哲夫君 誤つていないというのであれば申し上げたいのですが、昨年の勧告の場合において、あれだけの格差を開かれたということについては、これはどう入江総裁が抗弁なさろうと、これはやはり人事院が作った数字であつて、ああいう格差はないのですよ。だから、そういうことをおっしゃらずに、民間と何か合してあの格差を作つたようなお話ですが、そういうことじゃないのです。これはこの間の勧告が出まして以後、種々私申し上げてゐる。また、そのことは人事院の数字の中に、勧告の資料の中に明らかに

出ておるのであります。そういうお話では私は困ると思ふ。ただ、今おっしゃつたアメリカとフランス、あるいはイギリスというところの国々の給与体系というものと日本というものと、これはやはりいろいろな差があるというところはあります。ですが、民間によつてもこれだけの格差がないのですから、いづれにいたしましても、私はこの給与表につきまして、大体給与体系の問題について十分一今度の場合においては考えていただきたといふふうには思つておるわけですが、総裁の一つ御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) もとより先ほど申し上げました通り、そのときの情勢によりまして、やはり民間給与も考えながら検討いたすわけでございますから、検討いたすつもりでおります。

○鶴岡哲夫君 それから、俸給表の点につきまして何つておきますが、人事院は、俸給表を戦後えらく変えられましたですね。これは私非常に不満のついでです。最後に変わったのは昭和三十一年です。まあ俸給表をされて、これは私は問題があるのではないかと、これは私は思つてゐるのですけれども、これはイギリスの場合でも、あるいはフランスの場合におきましても、こういうふうな俸給表をばらばらに分けて何かやるというところは職場で非常に多いのです。やはり国家公務員である以上、一つのやはり俸給表の中に入れるということが、やはり給与を通じての精神的な連帯感、あるいは精神的なつながりというものができると思

ひます。今のうちに俸給表をばらばらに分けたら——俸給表が戦後三、四回も変わったといふことは、最も重要な給与を中心とした公務員の間の、何といひますか、つながりといひますか、あるいは上下関係といひますか、そういうものがなかなかできにくいと思ふのですが、アメリカなんかを見ますと、御存じのように、俸給表というのは、かつて五本ぐらいに分かれていたのが、今日一本になつてゐる。ですから、俸給表というものの一つもつと検討される必要があるのではないかと、いふふうに思つておりますが、一つ所見を伺つておきたい。

○政府委員(入江誠一郎君) 要は、俸給表といひましては、なるべく合理的に公務員諸君も納得するようにすることが大事でございまして、それはまあ外国にも、御存じの通り、たとえば職種が違へばいろいろな上下の關係に特別の差もございまして、まあ現在の段階におきましては、やはり三十二年度でございまして、今御指摘の三十二年度でございますか、今御指摘の三十二年度でございますか、現在の段階におきましては、私は合理的なものではないかと思つております。あまりこれを一緒にするといふことも、これはいろいろ公務員諸君として、まあ御不満が出ることもございまして、現在の種類を基礎にせず、一つ研究を重ねていきたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 フランスの場合は一本になつております。俸給表は、それからアメリカの場合は、戦後五本建てになつておつたやうが、戦後二本建てになつて、今日は一本建てです。そして技能關係のある職種の者は民間の俸給に準じておるようですが、ですから、

私は、俸給をあんまりに分けるといふのは——十何本に分けています、十四本ですか、ああいう分け方というのは問題があるのではないかと思ふのです。いづれにいたしましても、こういう關係も含めまして御検討いただきたと思つております。これに関連しまして、先般附帯決議がございまして、行(一)と行(二)、それから医療職の(三)、それと海事職の(四)、に分けておることは種々問題があるから、すみやかに検討するようという附帯決議がついたのですが、それらについて具体的にどのように考えておられますか、伺つておきたい。

○政府委員(入江誠一郎君) これは御存じのごとく、行政職俸給表(一)でございまして、あるいは医療職、あるいは海事職の、これは民間の状況から申しまして、また、たとえば職務内容、あるいは等級区分という点から申しまして、むしろこれは区別する方が合理的だと、そう思つております。ただ、まああのときに区別いたしましたときに、いろいろ任命権者が仕分けをいたしますときに、率直に申しまして、非常に実情に沿わなかつた点があつたりいたしまして、いろいろ御不満を買つておるわけでありまして、その後たいぶんこれを御存じの通り、修正をして参つて、ある程度落ちついておると思ひます。しかし、まだ若干の不満な点が残つておると思ひますから、これらはお工夫いたしたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 俸給表につきましては、十四本に分けてしまつておられるわけですが、これはどうも少し分類ぐせがあるような気がする。分類して楽

しんでおるような傾向がある、私はそう思うのです。少なくとも、できるなら一本にしてしまつて、任用制度で運用された方がいいのではないかと、ふうに思ふのです。かつてわれわれが昔農林省なんかに入つたときも一本建つておつた。非常に分けてしまつて楽しんでおられるような傾向がありまして、分類ぐせがあるのではないかと、気がするのです。そこら辺を根本的に検討なさるお気持はございませんですか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは一本にすることは、一本にすることも長短がございますし、また、分類することについても若干の長短があると思ひますが、たとえば一面一本にせよという説もあるけれども、教育職なら教育職は水準差をつけるとか、税務職は税務職で区別をしろとか、また、それぞれ職種によつては特徴を御存じの通り主張いたしました。区別する方がいいという主張もござります。なかなかこれを一本にするということは、その場合に一本にしますと、おそろくたとえば資格基準表でございますとか、そういう法律以外の方法によつて区別をしないと、実務問題としておさまりがつかぬと思ひます。そうすれば、やはりこういう問題は国会の御承認を得て、あけつぱなしの法律で区別する方がむしろ明瞭でございまして、そういう特別な人事院規則その他の給与資格基準表なんかで区別することよりは、むしろ現在の方が長所が多いと思つております。

○鶴岡哲夫君 どちらも人事院はあまりに詳細に日本の民間の給与を調査し過ぎてしまつて、さらに先ほど申し上げ

た分類ぐせの非常に傾向があるような、恐縮ですけれども、気がしてしまふがないのです。これを善処してもらへるかどうか。

○政府委員(入江誠一郎君) 今後とも十分検討いたします。

○鶴岡哲夫君 先ほどの行(一)と行(二)の問題について、だいぶ努力なさつたようなお話でありましたが、ああいふ附帯決議をつけたわけですが、これについて職種を動かされるという検討をなさつておりますか。

○政府委員(瀧本忠男君) 行(一)行(二)の区分をされていることは不適当であるから検討するといふ附帯決議がついてい

も、御指摘の点につきましていろいろ不合理な点あるいは全体を包摂いたしましていろいろ研究はいたしてお

かし、一つの調査でございますから、これは十分参考にいたしたいといふふうに思つておりますが、そのほかいろいろ問題を研究いたしまして、そういう問題を善処いたしたいといふふうに考へて、目下いろいろ調査をいたしております。

○政府委員(入江誠一郎君) 時期はまだお答えいたしかねますけれども、一生懸命に研究したいと思つております。

○政府委員(瀧本忠男君) 行(一)行(二)の区分をされていることは不適当であるから検討するといふ附帯決議がついてい

たように、三十二年の組みかえにあたりまして、多少齟齬があつたといふようなものについて、前々から申し上げておりますように、これは具体的事例につきまして十分職務内容等を審査して、すでに俸給表の適用外にしたものも相当ござります。また、非常に問題になつておりました国立大学におきま

○政府委員(入江誠一郎君) 高橋國務大臣、あるいは藤枝総務局長のおつ

○委員(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは一本にすることは、一本にすることも長短がございますし、また、分類することについても若干の長短があると思ひますが、たとえば一面一本にせよという説もあるけれども、教育職なら教育職は水準差をつけるとか、税務職は税務職で区別をしろとか、また、それぞれ職種によつては特徴を御存じの通り主張いたしました。区別する方がいいという主張もござります。なかなかこれを一本にするということは、その場合に一本にしますと、おそろくたとえば資格基準表でございますとか、そういう法律以外の方法によつて区別をしないと、実務問題としておさまりがつかぬと思ひます。そうすれば、やはりこういう問題は国会の御承認を得て、あけつぱなしの法律で区別する方がむしろ明瞭でございまして、そういう特別な人事院規則その他の給与資格基準表なんかで区別することよりは、むしろ現在の方が長所が多いと思つております。

たように、三十二年の組みかえにあたりまして、多少齟齬があつたといふようなものについて、前々から申し上げておりますように、これは具体的事例につきまして十分職務内容等を審査して、すでに俸給表の適用外にしたものも相当ござります。また、非常に問題になつておりました国立大学におきま

○政府委員(入江誠一郎君) 高橋國務大臣、あるいは藤枝総務局長のおつ

○委員(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは一本にすることは、一本にすることも長短がございますし、また、分類することについても若干の長短があると思ひますが、たとえば一面一本にせよという説もあるけれども、教育職なら教育職は水準差をつけるとか、税務職は税務職で区別をしろとか、また、それぞれ職種によつては特徴を御存じの通り主張いたしました。区別する方がいいという主張もござります。なかなかこれを一本にするということは、その場合に一本にしますと、おそろくたとえば資格基準表でございますとか、そういう法律以外の方法によつて区別をしないと、実務問題としておさまりがつかぬと思ひます。そうすれば、やはりこういう問題は国会の御承認を得て、あけつぱなしの法律で区別する方がむしろ明瞭でございまして、そういう特別な人事院規則その他の給与資格基準表なんかで区別することよりは、むしろ現在の方が長所が多いと思つております。

たように、三十二年の組みかえにあたりまして、多少齟齬があつたといふようなものについて、前々から申し上げておりますように、これは具体的事例につきまして十分職務内容等を審査して、すでに俸給表の適用外にしたものも相当ござります。また、非常に問題になつておりました国立大学におきま

○政府委員(入江誠一郎君) 高橋國務大臣、あるいは藤枝総務局長のおつ

○委員(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは一本にすることは、一本にすることも長短がございますし、また、分類することについても若干の長短があると思ひますが、たとえば一面一本にせよという説もあるけれども、教育職なら教育職は水準差をつけるとか、税務職は税務職で区別をしろとか、また、それぞれ職種によつては特徴を御存じの通り主張いたしました。区別する方がいいという主張もござります。なかなかこれを一本にするということは、その場合に一本にしますと、おそろくたとえば資格基準表でございますとか、そういう法律以外の方法によつて区別をしないと、実務問題としておさまりがつかぬと思ひます。そうすれば、やはりこういう問題は国会の御承認を得て、あけつぱなしの法律で区別する方がむしろ明瞭でございまして、そういう特別な人事院規則その他の給与資格基準表なんかで区別することよりは、むしろ現在の方が長所が多いと思つております。

たように、三十二年の組みかえにあたりまして、多少齟齬があつたといふようなものについて、前々から申し上げておりますように、これは具体的事例につきまして十分職務内容等を審査して、すでに俸給表の適用外にしたものも相当ござります。また、非常に問題になつておりました国立大学におきま

○政府委員(入江誠一郎君) 高橋國務大臣、あるいは藤枝総務局長のおつ

○委員(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは一本にすることは、一本にすることも長短がございますし、また、分類することについても若干の長短があると思ひますが、たとえば一面一本にせよという説もあるけれども、教育職なら教育職は水準差をつけるとか、税務職は税務職で区別をしろとか、また、それぞれ職種によつては特徴を御存じの通り主張いたしました。区別する方がいいという主張もござります。なかなかこれを一本にするということは、その場合に一本にしますと、おそろくたとえば資格基準表でございますとか、そういう法律以外の方法によつて区別をしないと、実務問題としておさまりがつかぬと思ひます。そうすれば、やはりこういう問題は国会の御承認を得て、あけつぱなしの法律で区別する方がむしろ明瞭でございまして、そういう特別な人事院規則その他の給与資格基準表なんかで区別することよりは、むしろ現在の方が長所が多いと思つております。

たように、三十二年の組みかえにあたりまして、多少齟齬があつたといふようなものについて、前々から申し上げておりますように、これは具体的事例につきまして十分職務内容等を審査して、すでに俸給表の適用外にしたものも相当ござります。また、非常に問題になつておりました国立大学におきま

○政府委員(入江誠一郎君) 高橋國務大臣、あるいは藤枝総務局長のおつ

○委員(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは一本にすることは、一本にすることも長短がございますし、また、分類することについても若干の長短があると思ひますが、たとえば一面一本にせよという説もあるけれども、教育職なら教育職は水準差をつけるとか、税務職は税務職で区別をしろとか、また、それぞれ職種によつては特徴を御存じの通り主張いたしました。区別する方がいいという主張もござります。なかなかこれを一本にするということは、その場合に一本にしますと、おそろくたとえば資格基準表でございますとか、そういう法律以外の方法によつて区別をしないと、実務問題としておさまりがつかぬと思ひます。そうすれば、やはりこういう問題は国会の御承認を得て、あけつぱなしの法律で区別する方がむしろ明瞭でございまして、そういう特別な人事院規則その他の給与資格基準表なんかで区別することよりは、むしろ現在の方が長所が多いと思つております。

たように、三十二年の組みかえにあたりまして、多少齟齬があつたといふようなものについて、前々から申し上げておりますように、これは具体的事例につきまして十分職務内容等を審査して、すでに俸給表の適用外にしたものも相当ござります。また、非常に問題になつておりました国立大学におきま

○政府委員(入江誠一郎君) 高橋國務大臣、あるいは藤枝総務局長のおつ

○委員(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

んがみ、これらの地域に勤務する職員に支給する寒冷手当の額につき増額の必要が認められるので、政府は昭和三十七年度よりその支給額の最高限を引上げるための措置をとるよう強く要望する。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もないようでございますから、両案に対する討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました山本君提出の、国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を議題といたします。山本君提出の附帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致と認めます。よって山本君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました附帯決議につきまして、藤枝総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。

○政府委員(藤枝泉君) ただいまの御決議につきましては、人事院も御聞き及びのことでございます。政府といたしまして、人事院の調査研究と相まって、御趣旨に沿うように善処いたしたいと考えています。

○委員長(吉江勝保君) 次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、衆議院において修正されておりますので、便宜政府側よりその修正部分について説明を聴取いたします。

○政府委員(船後正道君) 便宜私から、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する修正案の概要を御説明申し上げます。御承知の通り、今回の政府提案にかかわる改正案は、外地方官等退職手当法につきまして、昭和二十八年七月三十一日以前に国家公務員等として再就職した場合には、勤続期間の計算の特例を設けておりますが、これを今回同年八月一日以降の引揚職員等につきまして特例を認めることとしたこと、及び外地方官等引揚職員等が退職した場合に支給する退職手当の額の計算につきまして特例を設けることにしたこと、以上の二点でございます。

以上が、いずれも本年三月一日以降の退職にかかわる退職手当について適用することとしたものであります。退職手当は、本来適宜適用すべき性質のものではないと考えるのでございますが、以上の改正点のうち、勤続期間の特例につきましては、引揚職員等の特殊事情に基づくものでございまして、この種の勤続期間通算の問題は、現行法の建前から申しましても、将来発生する問題ではなく、過去に限られた問題でございます。これらの事情がございしますと、この際、改正後の勤続期間の計算の特例に限りまして、昭和二十八年八月一日以降の退職にかかわる退職手当につきましても適宜適用せしめようというものが修正案の内容でございます。

○委員長(吉江勝保君) 以上で説明は終了いたしました。それではこれより質疑に入ります。

○伊藤道雄君 本法律案について大蔵

省に二、三お伺いいたしますが、政府の原案によりまして、附則の二項を追加しただけで、あと政令が六つもあるわけですね。従って、この政令がまだ出ていない以上、その内容についての審議がなかなか進まないということになるわけですか。そこで、通常ならばこの政令の内容をさっさと出してしまわないと検討できないわけですか。しかし、ここの会期末で、出してしまつてから検討ではもう時間がないわけなんです。しかしながら、この法案をつぶさに検討するためには、審議のいかんにかかわらず、今後のこともございまして、そこを御審議をやるやらぬということとは関係なく、まずこの政令六つについての資料を早急にきまり次第出してもらいたい、これがきまつていないのかどうか、おそろしくきまつていないと思ひますが、もしそうだとすれば至急出してもらいたい、そういったしませんが、この内容的な詳細がわからないわけですね。

○政府委員(船後正道君) 今回の改正案が政令に委任しております事項はきわめて多いのでございしますが、これは体裁をいたしまして現行法の附則第四項の体裁に合わせてございまして、いま一つは、過去の問題でございまして、規定の仕方がきわめて複雑でございます。法律事項といたしましては適当でございます。政令に譲つておるわけでございます。政令につきましましては、目下検討中でございます。おおむねその概要がでさうございしております。お手元に資料としてお届けすることも可能でございます。

○伊藤道雄君 それでは整いましたら早急に出してもらいたい。

次に伺ひますが、この退職手当法第十四条によりまして「この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。」というふうになつておると思ひますが、そこで、少なくとも退職手当の額に関する事項は、これを法律で規定すべきであると思ひますが、この点は一体どうなのか。なお、退職手当に関する政令の委任事項ですね、これは一体どういふことになるのか、そういう点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(船後正道君) 御指摘の通り、退職手当の計算方法に関する事項は法律事項でございまして、法律に明記ある場合のみが政令事項となると考へております。これによりまして法第十四条の実施規定でございしますが、これは実施のための手続その他執行に関する部分でございまして、きわめて技術的なことに關するものでございします。退職手当計算の本来の問題ではございせん。

○伊藤道雄君 今回の改正案によつて通算された場合の退職手当の額は、当該退職者の再就職前の在職期間を合算したものとした場合、受ける場合の退職手当の支給割合から再就職前の在職期間に対応する支給割合を控除した割合と、それと退職手当としてこれを支給する、こゝより公団方式をとつておると思ひます。この方式をとつた根拠は那邊にあるのか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(船後正道君) 通算の方法といたしましては、技術的に種々な案があるわけでありまして、一つの考え方といたしましては、過去に支給を受

し、十五年以上の場合は二百四十日を
加えた期間、こういうふうになってお
るようですが、こういうことになると
、最大限三百六十日以内、このい
うこと、最小限百五十日以内、このい
うこと、なるかと思うのですが、そこ
で「他に就職することなく」という条
件があるわけですね。引き揚げてから
他につかないで、引き揚げてから期間
があつても、この期間内で再就職した
、そういうことで、他に一たん就職した
場合は除かれる、そういう制限規定が
あるわけですね。これは何とかならな
いものでしょうか。

○政府委員(船後正道君) まあ現行法
では、だいたい伊藤先生御指摘のよ
うになっておりますが、今回の改正法
の施行を機会に、この政令の附則の五
項ないし八項につきましても改正を考
えておりました、九十日あるいは百二
十日というような機械的な期間の区切
り方はこの際廃止いたしまして、原則
といたしまして、二十八年七月三十一
日までの間に他に就職することなくし
て国家公務員として再就職したという
場合には勤続期間の通算の特例を認め
る、こういうことです。で、「他に就
職することなく」ということの撤廃に
つきましては、やはり社会常識的に考
えてみましても、たとえば外地等から
引き揚げまして、まあ再び国家公務員
になる意思がなくして他に就職された
、まあどっかの会社に行かれた、しか
し、その後本人の考えが変わつて、ま
た公務員としてやってきたというよう
な場合と、やはり問題となつておりま
す場合は区別すべきだというふうに
思ひますので、「他に就職することな
く」という制限は撤廃するわけには参

りませんけれども、そこはやっぱり運
用上の問題でございまして、社会的
に常識的に妥当と思われるような運用
をいたしたいと思つております。

○伊藤道雄君 最小限百五十日、最大
限三百六十日以内に再就職できなかった
者は、大体概算でどのくらいおるの
ですか。

○政府委員(船後正道君) 実は相当多
数に上ると考えておりますが、特にそ
のために調査したことはございませ
んが、やはり数千人に上る方がおられ
るのではなからうかというふうに考
えております。

○伊藤道雄君 そうすると、衆議院の
方でしたか、再就職できない人はほと
んどないという答弁はしたことはご
ざいませうか。この百五十日、最大限
三百六十日以内に、その期間内には再
就職できないで、期間が済んだあとで
再就職した者はどのくらいおるか今
質問しておるわけですね。そのこと
について、衆議院の方でそういう者は
ほとんどないという答弁をなされたこ
とはないわけですね。そのところを
伺いたい。

○政府委員(船後正道君) まあそのよ
うな答弁をいたした覚えはないので
ございまして、ともかく今回の法律の
施行を機会に政令を改めまして、そ
う機械的な日数の制限は廃止したい
、かように考えます。そうして、原則
といたしまして二十八年八月一日まで
に再就職された場合には勤続期間の
通算を認めることにいたしたいと思
つております。

○伊藤道雄君 そういう期間を、この
際、あつさりきりさつぱりと期間を

取り除くという考えはございませ
んか。

○政府委員(船後正道君) 今日もう戦
後十五、六年たつておりますので、そ
のようなくともあろうかと存じますけ
れども、大体各省庁、その他職員の方
々の意見も参照いたしましたところ、こ
のいわゆる適用時、二十八年七月三十
一日の線までしてくれば、もうそれ
で十分であるという御意見でござい
ましたのでそういうふうにいたしました
次第でございまして。

○伊藤道雄君 時間があまりございま
せんので、ゆつくり質問できないわけ
ですが、そこで、さらにお伺いしま
す、原則百二十日以内、それから特殊
の事情があつた場合には三百六十日以
内、一応そういう原則がきまつてい
るわけですね。この範囲内で、これは今
までの取りきめであつて、今回これらの
制限は相当緩和されるということにな
つておるのであります、これは相
当緩和されるというのほどの程度なの
か。

○政府委員(船後正道君) 先ほども申
し上げました通り、現行附則五項、八
項は改正いたしまして、この九十日と
か百二十日とかいう制限は撤廃いた
しまして、他に就職することなく昭和二
十八年七月三十一日までに再就職した
場合には勤続期間の通算を認めること
といたすつもりでございまして。

○伊藤道雄君 この法案附則九項中
に、政令で定める期間内については、
現行では今繰返し申し上げておるよ
うに、百二十日、三百六十日、そうい
うことになつておるのですが、今回の
改正でこの制限は相当緩和されるとい
うことにはならないのですか。

○政府委員(船後正道君) 百二十日の
制限は、先ほどから申し上げておるよ
うに、今回の政令改正により撤廃する
予定でございまして。

○伊藤道雄君 この点を重ねてお伺い
いたしますが、この制限については、
今回の改正で相当緩和されることが予
定されておるといふに聞いておるの
ですが、そういうことは全然ござい
ませんか。

○政府委員(船後正道君) 従来なら
ば、引揚げて百二十日以内に再就職した
場合に限りまして勤続期間の通算を認
める。今回は、これを大幅に、二十八
年七月三十一日までに他に就職するこ
となく再就職した場合には勤続期間の通
算を認めるということにございまして、
私どもとしては、実に大幅な緩和
である、つまり最大限八年間くらいあ
る、かように考えております。

○伊藤道雄君 そうしますと、最大限
は今まで三百六十日の幅であつたわけ
ですが、再就職するまでは三百六十
日の事情がある者については三百六十
日、この特殊の事情がある場合でも
六十日を、特殊の事情がない場合でも
大幅に適用しよう、そういう意味なん
ですか。

○政府委員(船後正道君) 御趣旨の通
りでございまして。

○伊藤道雄君 そうしますと、この三
百六十日をさらにこえて大幅にと
いふ意味ではないのですか。

○政府委員(船後正道君) 繰返し申
しております通り、二十八年七月三十
一日までということにいたします
で、最大限は七年と何カ月でございま
すが、そういうような大幅な緩和にな
つてはならないのですか。

○鶴岡哲夫君 従来ありました九十
日、百二十日というのが大幅に緩和さ
れて、これは非常に喜ぶだろうと思
ひます。三百六十日というふうに切
られましたが、これはどう理由なのか。
これはどうもやはり一年というのでは
残るのではないかと思うのですがね。
これで大体いけるというお考えでし
ょうか。

○政府委員(船後正道君) 先ほど伊藤
先生の御質問にもお答えいたしました
通り、今回の政令改正で大幅緩和して
おりますので、百二十日も三百六十日
も意味がなくなるわけにございませ
ん。従来「百二十日」という言葉を使いま
したので、一年と言わないで、その
三倍の三百六十日、単にこれだけの理
由ではなからうかと考えます。

○鶴岡哲夫君 それで残るのは先ほど
おっしゃつた数千名ということにござ
いますか。

○政府委員(船後正道君) 数千名と申
しましたのは、現行法のままで制限い
たしましたれば勤続期間の通算が適用に
ならない。しかし、政令改正をすれば
そのような方は全部救われる、かよう
に考えております。

○山本伊三郎君 ちよつとこれだけ聞
きますけれども、戦前、政治犯で恩給
なり退職金の権利を失権した人があり
ます。その場合、恩給の場合は年限
通算されたということを聞いておるん
ですが、それはどうなんですか。

○政府委員(船後正道君) 御指摘は、
戦前の治安維持法、あるいは新聞紙法
ですか、これらの法律による禁固以上
の刑に処せられた者、御承知の通り、
国家公務員の退職給付につきまして、
退職手当と恩給、あるいは共済年金の

二本立ちになりましたのは戦後であり
ます。戦前におきましては、退職給付
はすべて恩給一本でございまして。従
いまして、当時の問題は恩給の問題で
ございまして、私から申し上げるのはど
うも適当でないでございまして、実
は現在恩給法の規定は過去のままで
残っておりまして、その禁固の原因が
政治犯であろうと、あるいはまたそれ
が大赦によりまして権利の回復した
者であろうと、要するに、在職中に禁
固以上の刑に処せられた場合には、そ
の過去の期間が恩給の計算の基礎にな
らない。つまり除算されるという扱い
になっております。

○山本伊三郎君 現在も、まだ恩給の
場合はやはり除算されておるのであ
つて、それが通算されておらないので
すか。

○政府委員(船後正道君) 御指摘の通
り、恩給法の第五十一条が残っており
まして、「公務員左ノ各号ノ一ニ該当
スルトキハ其ノ引続キタル在職ニ付恩
給ヲ受クルノ資格ヲ失フ」とございま
して、第二号に「在職中禁錮以上の刑
ニ処セラレタルトキ」この規定が残っ
ております以上は、通算されておら
ません。

○山本伊三郎君 そうすると、この退
職年金の場合も、やはりこれと同じ処
遇を受けておるんですか。

○政府委員(船後正道君) 共済年金
は、過去の恩給期間につきましては、
恩給法の扱い方をそのまま踏襲してお
ります。御指摘の通りでございませ
ん。

○山本伊三郎君 あれは戦後何年か、
ちよつと忘れましたが、特に政治犯、
今言われた治安維持法なり新聞紙法の
違反に問われた場合は、この場合は全

部、何といひますか、その制限を除
外されたということをお願いしてお
ります。そういうことはなかったのだ
すか。

○政府委員(船後正道君) 終戦後に、
御指摘の通り、大赦令が出ておりま
して、最初の大赦令は昭和二十年の十
月十七日でございまして、これにより
まして治安維持法違反の罪、あるいは
新聞紙法違反の罪はいずれも赦免さ
れております。ところが、恩赦法とい
う法律がございまして、この法律によ
りまして、「有罪の言渡に基く既成の効
果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の
免除又は復権によつて変更されるこ
とはない」とございまして、従いま
して恩給法にいわゆる受給資格を失
ったというところは復活されないとい
う意味でございまして承知してござ
います。

○山本伊三郎君 それは将来の問題と
して研究しますが、現在そういうもの
について、復権というふうな問題が
今日まで国会で問題にならなかった
か、この点だけ一つ聞いておきたい。

○政府委員(船後正道君) 私の記憶
いたしております限りでは、衆議院の
大蔵委員会がこの問題を取り上げら
れた。また、衆議院の内閣委員会
でも同様に取り上げられた、か
ように承知しております。

○山本伊三郎君 取り上げられたけ
れども、その結果は今言われた通り
になっておるのですが、それについて
政府の見解、何か御記憶ありますか。

○政府委員(船後正道君) 本件は大
蔵省の問題といひますよりは、まあ
恩給局の問題であり、同時に、大
蔵、特赦等の効果につきましては法務
省の問題である、まあかように考
えております。

て、私承知しておりますところでは、
これらの関係者におきましては検討を
いたしたというふうなことを聞いてお
ります。

○委員(吉江勝保君) 他に発言もな
ければ、質疑は終局したものと認
めて御異議ございせんか。

○委員(吉江勝保君) 御異議ない
と認めます。

○委員(吉江勝保君) 御意見の
御意見のあり方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。別に御意
見もないようございまして、討論は
終局したものと認めて御異議ござ
いせんか。

○委員(吉江勝保君) 御異議ない
と認めます。

○委員(吉江勝保君) 御異議ない
と認めます。

○委員(吉江勝保君) 御異議ない
と認めます。

○委員(吉江勝保君) 御異議ない
と認めます。

安行法の一部を改正する法律案を議題
とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、木暮運輸大臣、
和田海上保安庁次長でございませ
ん。

御質疑のあり方は、順次御発言
願います。

速記をとめて。

○委員(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

○委員(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

○委員(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

○委員(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

海難救助等について、他の管区がこれ
を分掌できる、他の管区にまかせるこ
とができる、こういうことなんでしょう
か、具体的にどういうことなのか、
伺っておきたいと思ひます。

○説明員(和田勇君) 実例をもつて御
説明申し上げますと、現在福岡県の
三池に私どもの方の三池航路標識事務
所というのがあります。これが行政
区画では熊本県下の航路標識を管理
いたしております、これが三角の方
から参りますと非常に不便でござ
いまして、むしろ三池の方から船で出
張った方が合理的である、こういう
例がございまして、さらに長崎県の
島原半島に口之津という所がござ
いまして、ここにやはり航路標識事務
所がございまして、天草の航路標識
を管理いたしております。こういう
点につきまして、合理的、経済的だ
という点で、本来ならば第十管区で
管理いたすべき航路標識を、第七
管区の方で管理させたいという考
えでございまして。

○説明員(和田勇君) これは都道府
県ごとに区画ができておるわけ
ですが、全国的にこういうふうな形
になりますと、これは常時そういう
ふうな処置をされる。海難救助の
場合なんかにおきましても、常時
そういう分掌ができるようになる
のか。

○説明員(和田勇君) そのほかに
福岡県と茨城県の県境、これは第
二管区と第三管区、それから高知
県と愛媛県、これは第五管区と第
六管区というふうな、きわめて例
外的なケースが予想されますので、
これを常時やるというわけではござ
いせん、きわめて例外的な措置と
して考えております。

○説明員(和田勇君) ちよつとそ
れは海難救

○委員(吉江勝保君) 次は、海上保

○委員(吉江勝保君) 次は、海上保

○委員(吉江勝保君) 次は、海上保

助という場合にも、それはそのときそのときに応じてそのいふことをなさるわけですか。それとも、そういうふうなきめておられるわけですか。

○説明員(和田勇君) 海難救助につき

ましては、それぞれ私どもの方の保安部、警の担任海域というのをごさいますして、多少これは府県の行政区画と違っております。これで現在はやっております。しかし、大体海難が起りますのは緊急の場合が多うございまして、必ずしもその担任海域を守るといふのではなくて、さらに他の管理海域に出張して海難救助をするというふうなことは間々ございします。

○國務大臣(木暮武太夫君) 海難救助

私のちよつと気になりますのは、とにかく都道府県の区域、境界にあつて、一つの管区ではなくて、他の管区がその仕事をするとしようとなることが相当たくさん出てきますと、何か境界線というのが非常にあいまいになりまして、責任体制の上で不安がないかどうかということをお聞きしておるわけです。

○説明員(和田勇君) ただいま航路標

識の灯台の例につきまして御説明いたしましたように、さしあたりといたしましては三池並に口之津の二つについてごく例外的に考えております。

○山本伊三郎君 これは大臣に一つ聞

いておきたいのですが、私も海上保安部をいろいろと視察させていただきました。これは私は率直に言つて、保安部の職員がやっておることに非常に感銘を受けました。これは所管が運輸省にあるということも一つのいい点ではないかと思ひます。あれは警察権を持つてゐる部属でございまして、それについて運輸大臣が、やはり運輸省

でこれを管轄していくという、この点について、そういう意義、長所ということについてお考えがあるかと思ひますが、こういう点はどうですか。

○國務大臣(木暮武太夫君) 海上保安

庁の仕事は、御承知の通り、海の平和を守ることでありますので、運輸省といたしましては、これは海、陸、空を管掌をいたしてありますようなわけでございまして、船とか、灯台、港湾、みな運輸省の關係でございまして、これは運輸省が海上保安庁をもつて海難救助あるいは密輸、密入国の取り締まり等、海の秩序を守つて海上の平和を保持する責任を果たすべきものであると考えておるのでございします。

○山本伊三郎君 大体それであつたの

を考えておられることはわかるのですが、ね。大体、昔はあれは海上警察といふことでやつておつたのですが、運輸省が今言われたような精神で運営されておると思ひます。従つて、私は、海上保安本部の船で視察をさせてもらつて、従事員は非常に熱心というか、氣持よい働きをしておる。この点はいいんです。従つて、そういう点で運輸省にあるといふことは、私は一つの特徵だと思ひます。従つて、その点は一つ運輸大臣も、そういう意味において、あなたの責任で今後管理をしてもらいたいと思ひます。ただ、そこで私が言いたいのは、船を見ましても、非常にお粗末な船が多いですね。また、その連絡についても、航空機も非常に私は足りないと思ひます。そういう点について、私思ふのに、運輸省は大体陸上運輸について、海上運輸についての管理もやつておられますが、そういう点に重点を置いて、港務行政というも

のについては若干なおざりにされておるのじゃないかという氣持もする。そういう意味において、その点についてどうですか。

○國務大臣(木暮武太夫君) 大へん

けつこうな御注意をいたさましてあげることがございまして、御承知の通り、海上保安庁の所有いたします船は、旧海軍のものを引き受けたものが多いのでございまして、老朽、脆弱といふような言葉をもちて表わすことができるようにも考えられますので、幸いにして国会の先生方の予算の御可決によりまして、年々これを整備増強いたしておりますけれども、いまだこれをもちて全しとは考えておらないのでございまして、本年は少しよい作りにつきました。また、灯台などにつきましては、三十六年度におきましては、実は十億圓を目標として大蔵省に交渉いたしましたのですが、九割の九億圓にとどまりましたが、まあしかし、非常に気の毒な生活をしておる方々のおられる灯台につきましては、九億で本年は一つ新設、整備、改良に努めていきたいと考えております。お話のごとく、飛行機も十分でございせん。ヘリコプターあるいは双発機等がございしますけれども、これが十分ありますれば、海難救助の場合にずいぶん役立つように考えるのでございします。御承知の通り、南極の調査をやっております宗谷もまた海上保安庁の船でございまして、南極にはヘリコプターが二台貸してありますようなわけ

の整備強化ということにつきましては、皆様方の御支持、御協力によつて努力をいたしたいと考えておる次第でございします。

○山本伊三郎君 運輸大臣のそういう

氣持はよくわかるのですが、政府全体としては、海上保安庁に対する考え方というものは、まだ私は冷淡だと思ひます。私が實際見た経験からいって、日本は、御存じのように、台風國でございまして、海難事故が非常に多いのです。しかも、それに対する海難救助の設備というものは、船にしても、また飛行機にしても、私は足りないと思ひます。私はあえて言うわけにございせんが、今度の防衛二法案の審議にあつて、海上自衛隊も相当拡張されておるのです。それもある意味において理由があるかも知れませんが、緊急なそういう問題、海上保安庁に対する考え方、運輸大臣はさう言われておるけれども、政府全体としては私は十分でないと思ひます。従つて、私はあなたを警動するといふ意味ではないのですが、政府全体としてその点を十分考へてもらいたい。われわれの協力といつたつて、野党のわれわれの協力、言うだけであつて、實際の力はな

は、言うだけであつて、實際の力はな

は十分考へてもらつて、大臣の言われた海の平和、安全を守るためにあなたに信頼するところ大でございしますから、一つ努力してもらいたいと思ひます。

○伊藤道雄君 一、二お伺いします

が、第七保安管区を二つに分けて、新たに第十保安管区を設ける、これは能率の増進という点がわらいであらうと思ひます。それだとすると、今、山本委員か

ら御指摘のあつたように、これに見合ふ巡視船の増強が当然考えられるわけですね。その点は十分見合ふに足りる巡視船——巡視船に限りませんが、今指摘されたヘリコプターとか、それぞれそれ相当の見合ふ整備が必要だと私は思ひますが、その点は十分なされておるのかどうか。そうでないといふ、せつかく管区を二つに分けても、能率の増進といふことは望みがないと思ひますが、この点いかがでしようか。

○説明員(和田勇君) お答え申し上げ

ます。ただいまの点につきましては、三十六年度にいたしましては、現在飛行機関係だけで新しく力を加えたいと申ししますのは、現在大村に飛行基地がございまして、ここにビーチクラフトを一機配置いたしております。これを本年度中に鹿児島に基地を移しまして持つてくる。これの趣旨は、昨日も御説明いたしましたように、南西管区は非常に海難が多うございまして、巡視船の速力では、間々海難を十分救助するといふことができませんので、少しでも南に基地を持つて参りまして、飛行機をここに配置する。お尋ねの船の方につきましては、さしあたりといたしまして三十六年度は増強の予定はございせんが、三十七年度以降におきまして大型の巡視船をふやしたい。さらに小型の巡視船につきましても、数隻ふやしたいと考えておりますが、まだこれは予算化いたしてございせん。

○伊藤道雄君 第七管区が李ラインに

ついての巡視の役を果たし、東支那海については第十管区がそれを担当する、こういうことになるのですか、この海上分野は。

○説明員(和田勇君) 大体大さっぱに分けて御指摘の通りでございます。

○伊藤道雄君 それで、第十管区本部の巡視船の配置状況と、それから第七管区から二十八名のいわゆる人員が移され、合計して三十八名の陣容だと思

うのですが、私もこの管区をしばしば訪問したことがございますが、この人員の程度では十分だとは考えられないのですが、将来やはり整備をされる計画があるのでしょうか。

○説明員(和田勇君) 二十六年度とい

ましては、さしあたり三十八名の警備救難部を作る。三十七年度につきとか、水路その他の関係について、合計百四十名の管区本部を考えております。

○伊藤道雄君 最後に一点、巡視船については全然武装していないとも聞いておりますが、ある程度の武装はしておるのですか。

○説明員(和田勇君) 武装はいたしております。

○委員長(吉江勝保君) 他に発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと

認めます。それではこれより採決に入ります。海上保安庁法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきま

しては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

六月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、首都建設問題調査会設置法案

(衆)

首都建設問題調査会設置法案

首都建設問題調査会設置法案

(目的)

第一条 この法律は、東京都の過大都市化によりわが国の政治、経済、文化及び教育の中心としての機能がまひしている現状にかんがみ、わが国の政治、経済、文化及び教育の中心としてふさわしい首都を建設するため、これに関する重要事項について検討することを目的とする。

(設置)

第二条 内閣に、首都建設問題調査

会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第三条 調査会は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

一 首都建設の基本となるべき事項

二 首都建設に必要な財政上の措置に関する事項

三 首都建設に必要な立法上の措置に関する事項

四 首都建設を実施すべき行政機構に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、首都建設に関する重要事項

調査会は、前項に規定する事項に調査審議した結果を、この法律の施行の日から二年以内に、内閣及び内閣を通じて国会に報告するものとし、必要な事項については、内閣の承認を得て、関係行政機関に対し勧告することができる。

(組織)

第四条 調査会は、会長一人及び副会長二人並びに委員五十人以内で組織する。

2 会長は内閣総理大臣、副会長は経済企画庁長官及び建設大臣をもつて充てる。

3 委員は、内閣が指定した関係各

大臣並びに国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣が任命した者をもつて充てる。

4 会長、副会長及び委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第五節 会長は、会務を総理する。副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六節 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

第七節 調査会に、幹事を置く。幹事は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(部会)

第八節 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に部長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

(資料の提出等の要求)

第九節 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説

明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第十節 調査会の事務を処理させるため、調査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行ない、かつ、その服務につき、これを監督する。

5 事務官は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充て

るべき常勤の職員の定員は、二十人とする。

(主任の大臣)

第十一節 調査会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十二節 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

六月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する諸願(第二六二二号)

(第二六七九号)(第二七二二号)

(第二七二九号)

一、恩給の不均衡は正等に関する請願(第二六四六号)

一、自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(第二七二一号)(第二七二二号)(第二七二三号)(第二九一七号)(第二九二二号)(第二九三三号)

一、天皇及び皇室に対する尊敬の念と親愛の情とを守る方途に関する請願(第二七九六号)

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第二八一四号)

第二六二二号 昭和三十六年五月二十五日受理
国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区南外堀町六ノ一名古屋国税局内
全国税東海地方連合会
内 渡辺均外六百八十名

紹介議員 成瀬 暢治君
国税庁当局のとつては違法、もしくは不当な勤務条件の強制及び正当な職員団体の活動に対する干渉、妨害、懲戒処分等については、当然これを変更すべきであり、とくに次の諸点に關し、(一)他省庁と著しく不平等な勤務条件を変更すること、(イ)中央、地方を通じて出勤猶予時間を他の公務員と平等に取り扱うこと、(ロ)税務職員全体に定期的に行なわれている大量の配置換え(勤務地変更)の取扱いは、他の公務員と著しく不平等であるので取りやめること、退職等で行なわれる欠員補充のための配置換えは他の公務員と平等に事前に内示し、協議して行なうこと、(ハ)労働過重を原因とした結核

が他省庁と比較して著しく多いが、この治療費(大蔵省共済組合の結核治療費のうち、他省庁と比較して多い部分)を過去十年にわたつて政府が補てんすること、(ニ)レクリエーション費などの予算内容を公開し、使途については中央、地方を通じて他省庁と同様に職員団体と相談すること、また、大蔵財務協会の経理内容及び大蔵財務協会と大蔵省共済組合、国税庁との各関係を明らかにすること、(ホ)年次休暇に対する理由のせんさく、手続の緩慢、組合行動参加を理由とした不許可は取りやめること、(ヘ)税取り競争をとおる特別昇給制度の復活をやめること、(ト)持ち帰り仕事をさせるような事務計画をやめること、また、国民の権利侵害に及ぶ夜間調査をやめること、(二)他省庁と著しく不平等な、職員団体の活動に対する干渉、妨害、弾圧等が数多くあるがこれを変更すること等に特段の配慮をさせられたいとの請願。

第二六七九号 昭和三十六年五月二十六日受理
国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する請願

請願者 香川県高松市三条町五七ノ一三谷武雄外二百七十名
紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第二六二二号と同じである。

第二七二二号 昭和三十六年五月二十九日受理
国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町東京国税局内全国税東
京地方連合会内 横山
清三郎外三百五十八名
紹介議員 木村 清八郎君
この請願の趣旨は、第二六二二号と同じである。

第二六四六号 昭和三十六年五月二十五日受理
恩給の不均衡は正等に関する請願

請願者 秋田市西根小屋町上町一三秋田県教育協会内
大野祐蔵外六十一名
紹介議員 鈴木 壽君
公務員の給与改正が数次にわたり行なわれたことは、物価の上昇に伴い当然のことであるが、恩給支給については、わずかに高令者の一次は正と一月は正の繰上げ程度で、全く顧みられないことは、まことに遺憾であるから、(一)退職年次による現在の不均衡は正をすみやかに実現すること、(二)物価指数の変化によるスライドアップを法制化し、現職者のベースアップの場合には自動的に実施されるようにすること等の実現を図られたいとの請願。

第二七二二号 昭和三十六年五月二十九日受理
自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願

請願者 東京都千代田区大和町五八二 村木英隆外四十九名
紹介議員 野坂 参三君
現在審議中の自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁設置法の一部を改正する法律案は、自衛隊それ自身が日本国憲法に違反するものであるにもかかわらず、さらにそれが核武装化を導き、また自衛隊の治安出動による民衆の大衆運動弾圧を意図しているなど、平和と民主主義に対する公然たる攻撃であると考えるから、両案の審議をただちにやめ、廃案とせられたいとの請願。

第二七二二号 昭和三十六年五月二十九日受理
自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台四ノ一桐花寮内 伊藤俊雄外四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二七二二号と同じである。

第二七二二号 昭和三十六年五月二十九日受理
自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡田無町一、三三八 井上徹二外四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二七二二号と同じである。

第二九一七号 昭和三十六年五月三十一日受理
自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(六通)

請願者 神奈川県藤沢市辻堂七、七五 浅野耕明外五百十六名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二七二二号と同じである。

第二九二二号 昭和三十六年五月三十一日受理
自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(五通)

請願者 横浜市鶴見区東寺尾一、四六三 小出哲外二百三十三名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二七二二号と同じである。

第二九三三号 昭和三十六年五月三十一日受理
自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(四通)

請願者 東京都世田谷区代田二ノ九六三 森田明彦外百九十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二七二二号と同じである。

第二七九六号 昭和三十六年五月三十日受理
天皇及び皇室に対する尊敬の念と親愛の情とを守る方途に関する請願(六通)

請願者 千葉県成田市南三里塚五十嵐馬之助外二百六十七名

第二二二二号 昭和三十六年五月二十九日受理
自衛隊法の一部を改正する法律案等反対に関する請願

請願者 東京都千代田区大和町五八二 村木英隆外四十九名
紹介議員 野坂 参三君
現在審議中の自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁設置法の一部を改正する法律案は、自衛隊それ自身が日本国憲法に違反するものであるにもかかわらず、さらにそれが核武装化を導き、また自衛隊の治安出動による民衆の大衆運動弾圧を意図しているなど、平和と民主主義に対する公然たる攻撃であると考えるから、両案の審議をただちにやめ、廃案とせられたいとの請願。

紹介議員 下村 定君

戦後一部の者とはいへ、天皇及び皇室を非難する者がふえたことは、まことに憂慮にたえぬところであるが、とくに「風流夢譚」のように公然と皇室を非難中傷してはばからないものが現われたことは、もはや黙過できないから、天皇及び皇室を尊敬し、親愛の情を濃くするため、天皇のこう徳をききに銘じて、憲法、法律、教育、宗教、マスコミ等広い面に格段の改善を加え、国民思潮を改善するよう善処せられたいとの請願。

第二八一四号 昭和三十六年五月三十一日受理

十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 栃木県河内郡河内村下

岡本一、六二四栃木県

旧軍人関係恩給権擁護

連監河内支部内 岡本

中外十九名

紹介議員 植竹 春彦君

全国で約七十五万人、栃木県下で約一万三千人に及ぶいわゆる赤紙応召者は、昭和二十八年に軍人恩給が復活した当時戦時加算制が認められなかったため、恩給を支給されないまま今日に至っているが、このことは、旧軍人関係者の大部分が、それぞれの種別に従い恩給を支給されている現状にくらべて、はなはだしく不均衡であるから、終戦後帰還した赤紙応召者にも既裁定者なみの恩給を即時支給するよう、今国会において軍人恩給法の一部を改正し、昭和三十六年度から実施するため、予算措置を講ぜられたいとの請願。